

令和元年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

令和3年3月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計126地方公共団体からの報告に基づき、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間を対象に

（Ⅰ）特定施設の届出等の状況

（Ⅱ）特定施設に係る規制事務実施状況

（Ⅲ）設置者による測定結果報告状況

（Ⅳ）土壌汚染対策の状況

（Ⅴ）都道府県・政令市における条例制定状況

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に係る区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

令和3年3月

環境省水・大気環境局総務課

環境省水・大気環境局水環境課

環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

I. 特定施設の届出等の状況	1
II. 特定施設に係る規制事務実施状況	5
III. 設置者による測定結果報告状況	7
IV. 土壌汚染対策の状況	9
V. 都道府県・政令市における条例制定状況	9

図 表 目 次

図 1	特定施設数の推移	1
表 1	大気基準適用施設に係る届出等の状況	2
図 2	大気基準適用施設の種別割合（令和元年度末現在）	2
表 2	水質基準対象施設に係る届出等の状況	3
図 3	水質基準対象施設の種別割合（令和元年度末現在）	4
表 3	規制事務実施状況	6
表 4	設置者による測定結果報告状況	8
表 I - 1	大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	10
表 I - 2	水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	11
表 I - 3	大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）	13
表 I - 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）	14
表 I - 5	水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）	15
表 I - 6	水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法－全国）	16
表 I - 7	水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域）	17
表 I - 8	大気基準適用施設の届出等の状況（施設種別－都道府県・政令市別）	18
表 I - 9	水質基準対象施設の届出等の状況（施設種別・総括－都道府県・政令市別）	38
表 I - 10	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種別－都道府県・政令市別）	60
表 I - 11	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種別－都道府県・政令市別）	70
表 I - 12	大気基準適用施設に係る基準適用状況 （施設種別（法・鉱山保安法等関係法令施設別）－都道府県・政令市別）	80
表 I - 13	適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）	102
表 I - 14	その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）	102
表 I - 15	適用除外等の状況（大気関係・水質関係－都道府県・政令市別）	103
表 I - 16	その他の届出等の状況（大気関係・水質関係／法・瀬戸内海法別－都道府県・政令市別）	104
表 II - 1	報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）	106
表 II - 2	命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係－全国）	106
表 II - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）	108
表 II - 4	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況	109

表Ⅱ－５	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況	・・・・・・ 112
表Ⅱ－６	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	・・・・・・ 113
表Ⅱ－７	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	・・・・・・ 122
表Ⅲ－１	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	・・・・・・ 133
表Ⅲ－２	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・全国）	・・・・・・ 134
表Ⅲ－３	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	・・・・・・ 135
表Ⅲ－４	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （水質・全国）	・・・・・・ 136
表Ⅲ－５	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 （施設種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・ 137
表Ⅲ－６	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・施設種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・ 153
表Ⅲ－７	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 （施設種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・ 163
表Ⅲ－８	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・ 177
表Ⅲ－９	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 （大気関係・水質関係－全国）	・・・・・・ 191
表Ⅲ－10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 （大気関係・水質関係－都道府県・政令市別）	・・・・・・ 192
表Ⅲ－11	設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況 （大気関係・水質関係－全国）	・・・・・・ 194
表Ⅲ－12	設置者による測定結果の公表状況（大気関係・水質関係－全国）	・・・・・・ 194
表Ⅳ－１	環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等（全国）	・・・・・・ 195
表Ⅳ－２	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）	・・・・・・ 195
表Ⅳ－３	報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）	・・・・・・ 196
表Ⅳ－４	報告徴収及び立入検査等件数 （土壌関係／特定事業場種類別－都道府県・政令市別）	・・・・・・ 197
表Ⅴ－１	都道府県・政令市における条例制定状況（全国）	・・・・・・ 201

I. 特定施設の届出等の状況

1. 1 特定施設の届出等施設数（表 I－1、2、図1）

表 I－1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 I－2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

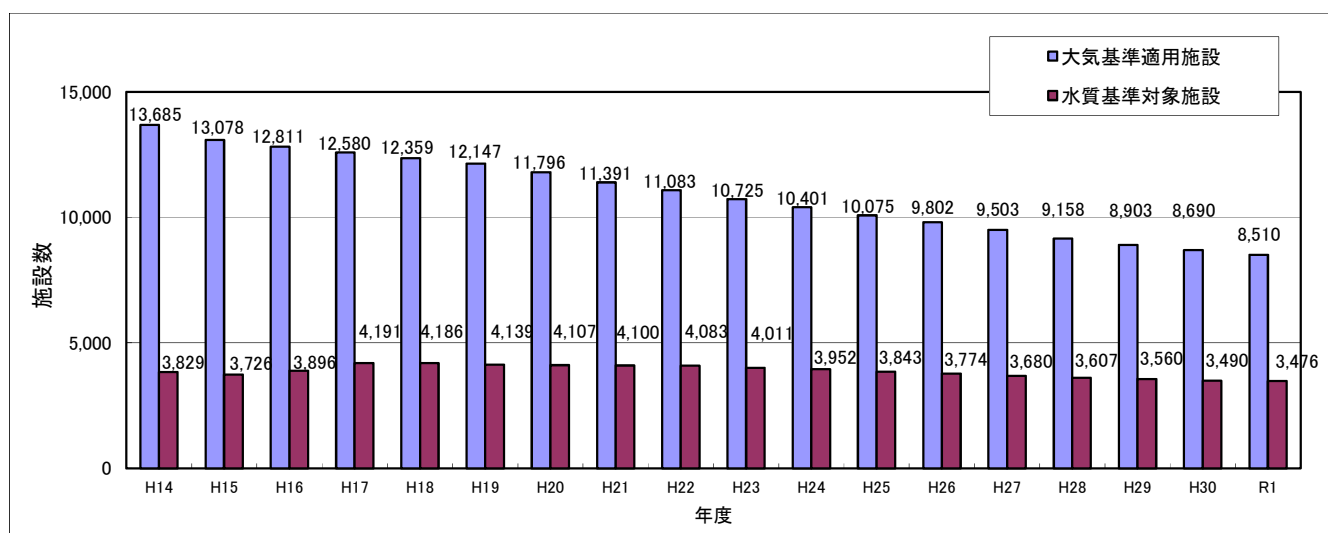
令和2年3月31日において、大気基準適用施設数は8,499、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて3,470である。事業場数は、大気関係が5,842、水質関係が1,466である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1）}を加えると、大気基準適用施設数8,510、水質基準対象施設数3,476であり、事業場数は、大気関係5,848、水質関係1,471である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準対象施設は平成17年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。令和元年度は大気基準適用施設、水質基準対象施設とも前年度から若干の減少となった。

注1）法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。

図1 特定施設数の推移



1. 2 特定施設の届出等の状況（表Ⅰ－3～7、表1、2、図2、3）

（1）大気基準適用施設

表Ⅰ－3に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表1）。

表1 大気基準適用施設に係る届出等の状況

法に基づく施設	平成30年度末の施設数	8,682
	令和元年度中の推移	
	設置届出〔新設（法第12条第1項）〕	122
	使用届出〔既設（法第13条第1項）〕 ^{注2)}	0
	規制対象規模未満への変更届出 （法第14条第1項） ^{注3)} } [廃止等] 使用廃止届出（法第18条）	305
	令和元年度末の施設数（事業場数）	8,499 (5,842)
鉱山保安法等関係法令施設	令和元年度末の施設数（事業場数） ^{注4)}	11 (8)
計	令和元年度末の施設数（事業場数） ^{注5)}	8,510 (5,848)

注2) 既設の未届施設で、令和元年度に新たに届出がなされたもの。

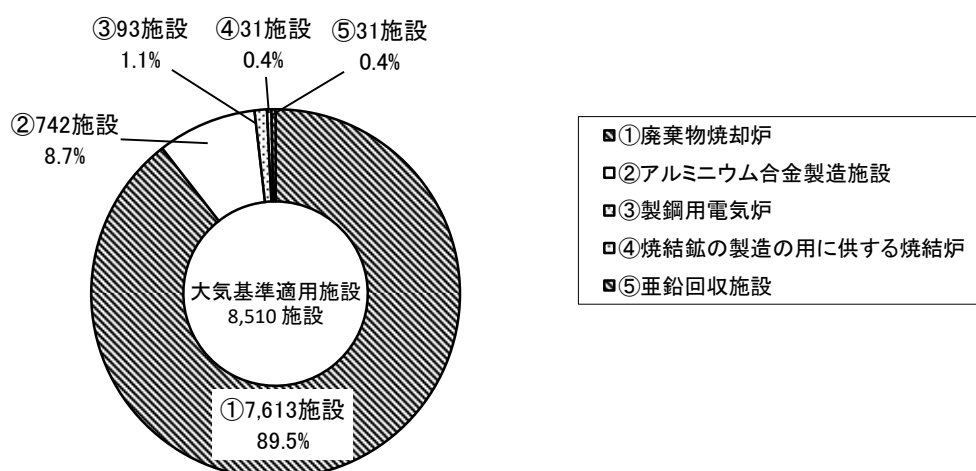
注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づき届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（2事業場）を除いた値である。

令和元年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く7,613施設であり、全体の89.5%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設742施設、製鋼用電気炉93施設となっている（図2）。

図2 大気基準適用施設の種別割合（令和元年度末現在）



また、各施設の基準適用状況を表Ⅰ－４にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が４，０２１施設（法施行前設置４６６施設、法施行後設置３，５５５施設）、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が４，４８９施設となっている。

（２）水質基準対象施設

表Ⅰ－５に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた（表２）。なお、法に基づく届出等の状況及び鉱山保安法等関係法令施設の状況を表Ⅰ－６に、瀬戸内海法に基づく届出等の状況を表Ⅰ－７にまとめた。

表２ 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法 及 び 瀬 戸 内 海 法 に 基 づ く 施 設	平成３０年度末の施設数	３，４９２
	令和元年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注６）} 〔新設（法第１２条第１項・ 瀬戸内海法第５条第１項）〕	７７
	使用届出 ^{注７）} 〔既設（法第１３条第１項・ 瀬戸内海法第７条第２項）〕	１
	規制対象規模未満への変更届出・ 変更許可 ^{注８）} （法第１４条第１項・ 瀬戸内海法第８条第１項） 使用廃止届出 （法第１８条・瀬戸内海法第９条）	１００
	令和元年度末の施設数（事業場数）	３，４７０ （１，４６６）
鉱山保安 法等関係 法令施設	令和元年度末の施設数（事業場数） ^{注９）}	６ （５）
計	令和元年度末の施設数（事業場数） ^{注１０）}	３，４７６ （１，４７１）

注６）瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注７）従来からの水質基準対象施設の未届施設で、令和元年度に新たに届出がなされたものを含む。

注８）法第１４条第１項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第８条第１項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

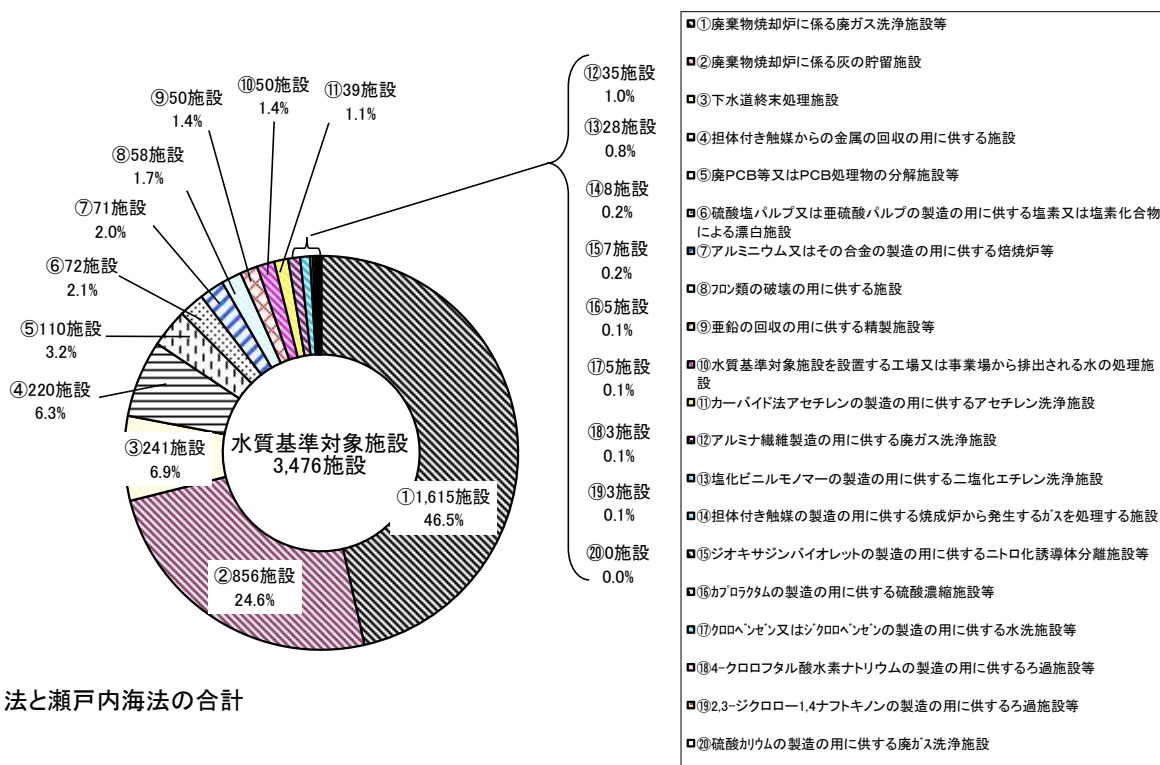
注９）都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注１０）事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（０事業場）を除いた値である。

令和元年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿

式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が1,615施設、灰の貯留施設が856施設であり、合わせて、全体の71.1%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が241施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が220施設となっている（図3）。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)}（令和元年度末現在）



1. 3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況（表I-8～16）

表I-8に大気基準適用施設、表I-9に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない（以下同じ）。

鉱山保安法等関係法令施設について、表I-10に大気基準適用施設、表I-11に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表I-12に施設種別（法・鉱山保安法等関係法令施設別）・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条第2項に基づく国の行政機関の長からの通知、法第35条第3項に基づく都道府県知事又は政令市の長（以下「都道府県知事等」という。）からの要請^{注11)}及び法第36条第2項に基づく都道府県知事等による資料の送付等協力の要求又は意見具申の件数は表I-13に全国状況を、表I-15に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1. 2に取りまとめた届出以外の届出（以下「その他の届出」という。）等の状況については、表I-14に全国状況を、表I-16に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

注 11) 法第 35 条第 3 項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第 15 条、第 16 条又は法第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第 15 条又は第 16 条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

Ⅱ．特定施設に係る規制事務実施状況

2. 1 規制事務の実施状況（表Ⅱ－１～５、表３）

表Ⅱ－１、２に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表Ⅱ－３に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた（表３）。なお、個別の排出基準超過事例の概要及び措置状況を表Ⅱ－４（大気基準適用施設）及び表Ⅱ－５（水質基準適用事業場）にまとめた。

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、全国で、法第 34 条第 1 項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係 3,699 件、水質関係 790 件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係 12 件、水質関係 2 件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係 1,123 件（口頭指導 570 件、文書指導 553 件）、水質関係 184 件（口頭指導 155 件、文書指導 29 件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第 34 条第 1 項^{注 12)}）及び設置者による測定（法第 28 条第 1 項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設 52 件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）1 件であり、それらのうち、13 件に対しては、法第 22 条第 1 項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令 6 件、一時停止命令 5 件、水質基準適用事業場について改善命令 1 件、一時停止命令 1 件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

注 12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく測定を含む。

表 3 規制事務実施状況

	大気基準 適用施設	水質基準 適用事業場
法第 3 4 条 1 項に基づく立入検査件数	3, 6 9 9	7 9 0
命令件数	1 2	2
法第 2 2 条第 1 項に基づく改善命令件数	6	1
法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数	6	1
指導件数 ^{注13)}	1, 1 2 3	1 8 4
口頭指導	5 7 0	1 5 5
排出基準超過施設への措置状況	4 6	1
設置者による測定結果未報告施設への措置状況	4 3 1	1 5 1
その他	9 3	3
文書指導	5 5 3	2 9
排出基準超過施設への措置状況	3 0	0
設置者による測定結果未報告施設への措置状況	4 6 2	2 0
その他	6 1	9
基準超過件数 ^{注14)}	5 2	1

注 13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第 1 5 条）、改善命令及び一時停止命令（法第 2 2 条第 1 項）、並びに措置命令（法第 2 3 条第 3 項、瀬戸内海法第 1 1 条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注 14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は 1 件と見なす。

2. 2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－6、7）

表Ⅱ－6 に大気基準適用施設、表Ⅱ－7 に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

Ⅲ. 設置者による測定結果報告状況

3. 1 設置者による測定結果の報告状況（表Ⅲ－１～４、表４）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第２８条第１項に基づき、毎年１回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第２項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第３項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表Ⅲ－１、２は大気基準適用施設、表Ⅲ－３、４は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである^{注 15)}。その概要は、次のとおり（表４）。

平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、６，１６２施設（報告対象施設数８，４２０）、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における排出ガスの測定結果は、６６施設（報告対象施設２２８）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、４９９事業場（報告対象事業場数５８２）、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における排出水の測定結果は３事業場（報告対象事業場数１３）から報告があった。

注 15) 平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。また、この調査において、「報告期限到来」とは、下記の基準日から１カ年を一区切りの期間として、区切りの１カ年を経過したことを言う。

〔大気基準適用施設の基準日〕

○既設施設：当該施設が特定施設となった日（＝法施行日：平成１２年１月１５日）

○新設施設：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

〔水質基準適用事業場の基準日〕

○既設施設により特定事業場となった事業場：当該事業場が水質基準適用事業場となった日（特定施設毎の基準日は下記）

・法施行令別表第二第１、６、１２、１５号、１６号（PCB汚染物又はPCB処理物の分離施設を除く）、第１８、１９号に掲げる施設：法施行日：平成１２年１月１５日

・法施行令別表第二第１６号（PCB汚染物又はPCB処理物の分離施設に限る）に掲げる施設：改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令施行日：平成１２年１０月１日

・法施行令別表第二第３、７、８号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１３年１２月１日

・法施行令別表第二第２、４、１１、１３号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１４年８月１５日

・法施行令別表第二第９、１０号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１６年１月１日

・法施行令別表第二第５、１４、１７号に掲げる施設：改正法施行令施行日：平成１７年９月１日

○新設施設により特定事業場となった事業場：設置届出書に記載された使用開始予定年月日

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	6, 162 (8, 420)	499 (582)

注16) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を含む報告件数は、大気基準適用施設6, 228件、水質基準適用事業場502件となる。

3. 2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表Ⅲ－5～8）

表Ⅲ－5、6に大気基準適用施設、表Ⅲ－7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表Ⅲ－9に全国の状況を、表Ⅲ－10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3. 4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表Ⅲ－11）

表Ⅲ－11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

3. 5 設置者による測定結果の公表状況（表Ⅲ－12）

表Ⅲ－12に設置者による測定結果の公表状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

Ⅳ． 土壌汚染対策の状況

表Ⅳ－１に環境基準値を超過する土壌汚染の判明状況等を、表Ⅳ－２に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表Ⅳ－３に全国の状況を、表Ⅳ－４に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

Ⅴ． 都道府県・政令市における条例制定状況

表Ⅴ－１に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

令和２年３月３１日現在、法第８条第３項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、１６地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・三重県・大阪府・熊本県・札幌市・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）^{注1）注2）}

大気基準適用施設		令和2年3月31日現在		【参 考】 平成31年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉬の製造の用に 供する焼結炉		15 (15)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉		63 (63)	93 (93)	95 (95)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉬炉、 溶解炉、乾燥炉)		12 (12)	31 (31)	31 (31)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		204 (204)	742 (742)	740 (740)
廃棄物 焼却炉	4 t/h以上	—	1,096 (1,088)	1,106 (1,098)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	—	1,247 (1,247)	1,255 (1,255)
	2 t/h未満 ^{注3)}	—	5,270 (5,267)	5,437 (5,432)
	小計	5,554 (5,548)	7,613 (7,602)	7,798 (7,785)
合計		5,848 (5,842)	8,510 (8,499)	8,695 (8,682)

注1) 鉬山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉬山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 I - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	令和2年3月31日現在		【参 考】 平成31年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	27 (27)	72 (72)	72 (72)
カーバート法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	29 (29)	39 (39)	45 (45)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	35 (35)	33 (33)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	8 (8)	10 (10)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5 (5)	28 (28)	28 (28)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジオキシンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	31 (31)	71 (71)	69 (69)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	8 (8)	50 (50)	50 (50)

表 I - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設		令和2年3月31日現在		【参 考】 平成31年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		8 (8)	220 (220)	219 (219)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	661 (658)	1,615 (1,611)	1,641 (1,637)
	灰の貯留施設	401 (401)	856 (856)	848 (848)
	小計	1,062 (1,059)	2,471 (2,467)	2,489 (2,485)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		18 (18)	110 (110)	109 (109)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		32 (32)	58 (58)	61 (61)
下水道終末処理施設		212 (212)	241 (241)	239 (239)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		25 (23)	50 (48)	51 (49)
合計		1,471 (1,466)	3,476 (3,470)	3,498 (3,492)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可（以下「法に基づく届出等」という。）を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 I－3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国） 注 1）

	平成31年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	14条 規模変更 注4） d	廃止等 注5） e	令和2年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設 注7）	
								平成31年 3月31日 現在の 設置基数	令和2年 3月31日 現在の 設置基数
焼結鉄の製造の用に供する焼結炉 製鋼用電気炉	31	0	0	－	0	31	15	0	0
	95	0	0	－	2	93	63	0	0
亜鉛回収施設	9	0	0	－	0	9	12	0	0
	6	0	0	－	0	6		0	0
	2	0	0	－	0	2		0	0
	4	0	0	－	0	4		0	0
	10	0	0	－	0	10		0	0
	小計	31	0	－	0	31		0	0
アルミニウム 合金製造施設	26	0	0	－	1	25	204	0	0
	667	16	0	－	9	674		0	0
	47	0	0	－	4	43		0	0
	小計	740	16	－	14	742		0	0
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,098	13	0	0	1,088	5,548	8(3)	8(1)
	2t/h以上～4t/h未満	1,255	17	0	0	1,247		0	0
	2t/h未満	5,432	76	0	0	5,267		5(3)	3(1)
	200kg/h以上～2t/h未満	1,917	18	0	0	1,859		4(2)	3(1)
	100kg/h以上～200kg/h未満	2,507	45	0	0	2,466		1(1)	0
	50kg/h以上～100kg/h未満	710	13	0	0	665		0	0
	50kg/h未満（0.5㎡以上）	298	0	0	0	277		0	0
合 計	小計	7,785	106	0	0	7,602	5,842	13(6)	11(2)
		8,682	122	0	0	8,499		13(6)	11(2)

注 1） 法第 12 条及び第 13 条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注 2） 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、法第 12 条第 1 項に基づく届出がなされたものを計上した。
注 3） 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、法第 13 条第 1 項に基づく届出がなされたものを計上した。
注 4） 焼却物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「－」は他の区分への移行、「＋」は他の区分からの移行を意味する。
注 5） 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
注 6） 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注 7） 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1）}

大気基準適用施設		令和2年3月31日現在の設置基数 ^{注2）}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3）} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4）} b	法施行後 設置 ^{注5）} c
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		31 (31)	28 (28)	—	3 (3)
製鋼用電気炉		93 (93)	79 (79)	2 (2)	12 (12)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、 溶解炉、乾燥炉)		31 (31)	15 (15)	—	16 (16)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		742 (742)	385 (385)	—	357 (357)
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	1,096 (1,088)	543 (535)	89 (89)	464 (464)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,247 (1,247)	742 (742)	127 (127)	378 (378)
	2 t/h未満 ^{注6）}	5,270 (5,267)	2,697 (2,695)	248 (247)	2,325 (2,325)
	小計	7,613 (7,602)	3,982 (3,972)	464 (463)	3,167 (3,167)
合計		8,510 (8,499)	4,489 (4,479)	466 (465)	3,555 (3,555)

注1）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2）鉍山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注3）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 I－5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国） 注1)

	平成31年 3月31日現在 の設置基数	新設 注2)	既設 注3)	法・瀬戸 内法間の 移行 注4)	廃止等 注5)	令和2年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
								平成31年 3月31日 現在の 設置基数	令和2年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
硫酸塩 NaF （ NaF ）又は亜硫酸 NaF （ NaF ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	72	0	0	0	0	72	27	0	0	0
カーボン・法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	45	0	0	0	6	39	29	0	0	0
硫酸 Ca の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	33	2	0	0	0	35	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	10	0	0	0	2	8	4	0	0	0
塩化 H_2SO_4 の製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	28	0	0	0	0	28	5	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジメチルアミン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0
アセチレン又はジメチルアミンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0	0
4-アミノアセチル酸 NaF の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0
2,3-ジメチル-4-アミノアセチル酸の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0
ジメチルアセチル酸の製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ジメチルアセチル酸洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0
アセチレン又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	69	4	0	0	2	71	31	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	50	0	0	0	0	50	8	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	219	7	0	0	6	220	8	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	1,637	17	0	0	43	1,611	658	4(1)	4	3
	848	26	0	0	18	856	401	0	0	0
	2,485	43	0	0	61	2,467	1,059	4(1)	4	3
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	109	17	0	0	16	110	18	0	0	0
PCB類の破壊の用に供する施設のうちガラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	61	1	0	0	4	58	32	0	0	0
下水道終末処理施設	239	3	1	—	2	241	212	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	49	0	0	0	1	48	23	2(1)	2	2
合 計	3,492	77	1	0	100	3,470	1,466	6(2)	6	5

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。なお、法に基づく届出等のみの結果は表I－6、瀬戸内海法に基づく許可等のみの結果は表I－7にそれぞれとりまとめた。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変った施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表 1－6 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国） 注1）

	平成31年 3月31日現在 の設置基数	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 法から の移行 注4) d1	瀬戸内 法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	令和2年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)		
									平成31年 3月31日 現在の 設置基数	令和2年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6)
硫酸塩ナトリウム（ソファルト）又は亜硫酸ナトリウム（サファイト）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	60	0	0	0	0	0	60	23	0	0	0
カーバミド法でアミンの製造の用に供するアセチル洗浄施設	43	0	0	0	0	6	37	27	0	0	0
硫酸ナトリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	28	2	0	0	0	0	30	4	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	10	0	0	0	0	2	8	4	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0
プロパレンの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジメチルアミン分離施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0
メタノール又はジメチルアミンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0
4-アミノ酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ジブチレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
ジオキサン、イソクトの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサン、イソクト洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する熔解炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、通式集じん施設	67	4	0	0	0	2	69	30	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び通式集じん施設	38	0	0	0	0	0	38	7	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	219	7	0	0	0	6	220	8	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、通式集じん施設、灰の貯留施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1,494	15	0	0	0	41	1,468	607	4(1)	4	3
	830	26	0	0	0	17	839	392	0	0	0
	2,324	41	0	0	0	58	2,307	999	4(1)	4	3
	小計										
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	108	17	0	0	0	16	109	18	0	0	0
汚泥類の破砕の用に供する施設のうちブラス反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	60	1	0	0	0	4	57	31	0	0	0
下水道終末処理施設	239	3	1	—	—	2	241	212	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	38	0	0	0	0	1	37	16	2(1)	2	2
合 計	3,265	75	1	0	0	97	3,244	1,385	6(2)	6	5

注1）瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注2）平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数（ ）に再掲した。

表Ⅰ－７ 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域） 注１）

	平成31年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d1	法への 移行 注4) d2	廃止等 注5) e	令和2年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩カルブ（アラバカルブ）又は亜硫酸カルブ（チロチロカルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	12	0	0	0	0	0	12	4	0
カーバート法でパルプの製造の用に供するアセチル洗浄施設	2	0	0	0	0	0	2	2	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	13	0	0	0	0	0	13	3	0
カルボナツムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クロロベンゾール又はシクロヘキサンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロカルボン酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジブクロロ-1,4-ジブチレンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジオキシン類の製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキシン類の製造の用に供する乾燥炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
曲鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	12	0	0	0	0	0	12	1	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	143	2	0	0	0	2	143	51	0
小計	18	0	0	0	0	1	17	9	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	161	2	0	0	0	3	160	60	0
アルカリ類の破壊の用に供する施設のうちガラス反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	0	0
下水道終末処理施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	11	0	0	0	0	0	11	7	0
合 計	227	2	0	0	0	3	226	81	0

注1）法に基づく届出は含まない。
注2）平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注3）平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表 I－8（1a） 大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場 数 注1)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	事業場 数 注1)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道	1	1					1	2	2					2
青森県														
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	4					4
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								3	3					3
千葉県	1	3					3							
東京都								1	1					1
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14				2	12
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								1	1					1
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県														
山口県								4	10					10
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（1b） 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別－政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場 数 注1)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	事業場 数 注1)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								1	1					1
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	2	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								4	7					7
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	3	4					4
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市								1	1					1
盛岡市														
秋田市														
山形市														
福島市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
高崎市														
川越市														
川口市								1	1					1
越谷市														
船橋市								1	1					1
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
福井市														
甲府市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
吹田市														
高槻市														
枚方市								1	1					1
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市								4	5					5
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	1	2					2
鳥取市														
松江市														
倉敷市	1	4					4	3	3					3
呉市	1	2					2							
福山市	1	4					4							
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	15	31	0	0	0	0	31	63	95	0	0	0	2	93

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（2a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	事業場 数 (注1)	亜鉛回収施設											
		焙焼炉					焼結炉						
		H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1	2					2						
茨城県	2	2					2						
栃木県													
群馬県	1	1					1						
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	1												
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県	1	2					2						
高知県													
福岡県	1												
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（2b） 大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	事業場 数 注1)	亜鉛回収施設										
		焙焼炉					焼結炉					
		H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1							1				1
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市	1	1					1	1				1
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	3	1					1	4				4
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	12	9	0	0	0	0	9	6	0	0	0	0

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（3a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県								1				1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県								1				1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（3b） 大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1					1						
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（４a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県							2					2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							1					1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	2					2	3					3
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（4b） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市							2					2
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	7					7	12					12
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	10	0	0	0	0	10	31	0	0	0	0	31

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（５a） 大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－都道府県別）

	事業場 数 注1)	アルミニウム合金製造施設											
		熔鑄炉						溶解炉					
		H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道	6						15						15
青森県													
岩手県													
宮城県	1						1						1
秋田県													
山形県													
福島県	4	1					1	24					24
茨城県	6	3					3	25					25
栃木県	11	3					3	45	2				47
群馬県	4	1					1	10					10
埼玉県	7							28					28
千葉県	2							4					4
東京都													
神奈川県													
新潟県	2							11					11
富山県	13							40	1			1	40
石川県	1							1					1
福井県	1							8					8
山梨県	1							1					1
長野県	5							14					14
岐阜県	3							3					3
静岡県	16	5					5	68	1				69
愛知県	35	4				1	3	122	5			4	123
三重県	6	2					2	28	1				29
滋賀県	4							17					17
京都府	2							4					4
大阪府	1												
兵庫県	4	2					2	3					3
奈良県													
和歌山県													
鳥取県	1							2					2
島根県													
岡山県													
広島県	1							3					3
山口県	3							4					4
徳島県													
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県													
高知県													
福岡県	6							18	2				20
佐賀県	3							4					4
長崎県	1							1					1
熊本県	7							18					18
大分県	2	1					1	2					2
宮崎県	1							1					1
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（5b） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	事業場 数 注1)	アルミニウム合金製造施設												
		熔焼炉						溶解炉						
		H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市	1							4				1	3	
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市	2							10					10	
浜松市	2							4	1				5	
名古屋市	2							14					14	
京都市	1							9	3			1	11	
大阪市														
堺市	3							5					5	
神戸市														
岡山市														
広島市	1							2					2	
北九州市	2	1					1	1					1	
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市														
山形市														
福島市														
郡山市														
いわき市	1							3				1	2	
宇都宮市														
前橋市	2							3					3	
高崎市														
川越市	1							1					1	
川口市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市	2							6				1	5	
金沢市														
福井市	1							2					2	
甲府市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市	2							4					4	
岡崎市	1							2					2	
豊田市	7							22					22	
大津市														
豊中市														
吹田市														
高槻市														
枚方市														
八尾市	2							8					8	
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市	1	2					2	14					14	
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市	1							1					1	
和歌山市														
鳥取市														
松江市														
倉敷市	2							8					8	
呉市														
福山市														
下関市	2							11					11	
高松市	1							1					1	
松山市														
高知市														
久留米市	1							5					5	
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市	1							1					1	
那覇市														
合 計	204	26	0	0	0	0	1	25	667	16	0	0	9	674

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（6a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
北海道	1					1	16					16
青森県												
岩手県												
宮城県							1					1
秋田県												
山形県												
福島県	2					2	27					27
茨城県	3					3	31					31
栃木県	3					3	51	2				53
群馬県	2					2	13					13
埼玉県	4					4	32					32
千葉県							4					4
東京都												
神奈川県												
新潟県							11					11
富山県							40	1			1	40
石川県							1					1
福井県							8					8
山梨県	1					1	2					2
長野県	2					2	16					16
岐阜県							3					3
静岡県	4					4	77	1				78
愛知県	6				2	4	132	5			7	130
三重県	1					1	31	1				32
滋賀県	3					3	20					20
京都府							4					4
大阪府	1					1	1					1
兵庫県							5					5
奈良県												
和歌山県												
鳥取県							2					2
島根県												
岡山県												
広島県							3					3
山口県							4					4
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2	20	2				22
佐賀県							4					4
長崎県							1					1
熊本県	1					1	19					19
大分県							3					3
宮崎県							1					1
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（6b） 大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年 度末施 設数 (a+b+c -e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市							4				1	3
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							10					10
浜松市							4	1				5
名古屋市							14					14
京都市	1					1	10	3			1	12
大阪市												
堺市	1					1	6					6
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	3					3
北九州市							2					2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市							3				1	2
宇都宮市												
前橋市	1					1	4					4
高崎市												
川越市							1					1
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市	2				2		8				3	5
金沢市												
福井市	1					1	3					3
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							4					4
岡崎市							2					2
豊田市	2					2	24					24
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市	2					2	10					10
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市							8					8
呉市												
福山市												
下関市							11					11
高松市							1					1
松山市												
高知市												
久留米市							5					5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市							1					1
那覇市												
合 計	47	0	0	0	4	43	740	16	0	0	14	742

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（7a） 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別－都道府県別)

	事業場 数 (注1)	廃棄物焼却炉													R 1 年度 未施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)
		4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満							R 1 年度 未施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)
		H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	
北海道	167	17						1	16	22					22
青森県	78	2							2	17					17
岩手県	97	4							4	16					16
宮城県	76	8	1						9	25	2				25
秋田県	48	3							3	8					8
山形県	82	6	1						7	7					7
福島県	76	15						3	12	30	1				28
茨城県	252	33						3	30	57					57
栃木県	112	11							11	30	1				29
群馬県	71	13							13	22					22
埼玉県	144	36							36	74	2				74
千葉県	171	47						2	45	65					64
東京都	156	110	2						112	36					36
神奈川県	67	32	1						33	25					25
新潟県	131	7							7	45					45
富山県	44	6							6	12			2		10
石川県	56									14					14
福井県	47									11					10
山梨県	37	3							3	14					14
長野県	93	7							7	23					23
岐阜県	132	2							2	29					29
静岡県	188	29	1					1	29	44					43
愛知県	143	46	2					2	46	42	1				43
三重県	110	23						2	21	27					27
滋賀県	62	4							4	19					19
京都府	53	4						1	3	17					17
大阪府	61	25							25	30					30
兵庫県	150	14							14	26					26
奈良県	141	6							6	18					18
和歌山県	62									11					11
鳥取県	37	3							3	4					4
島根県	39	3							3	3					3
岡山県	80	4							4	11					11
広島県	88	5							5	21					21
山口県	86	12							12	17					14
徳島県	90	1							1	19					19
香川県	91	5							5	6					6
愛媛県	104	16						1	15	21					21
高知県	88									11					11
福岡県	149	12							12	26					26
佐賀県	60	6							6	11					8
長崎県	50	5							5	12					12
熊本県	85	1							1	21	2				23
大分県	37	2							2	10					10
宮崎県	49	7							7	6					6
鹿児島県	124									20					20
沖縄県	63	9							9	16				1	15

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（7b） 大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	事業場 数 注1)	廃棄物焼却炉																
		H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	4t/h以上				R1年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	H30 年度末 施設数 (a)	2t/h以上～4t/h未満						R1年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	
					規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)			新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)		
札幌市	11	9								9	6						1	5
仙台市	16	11								11	3							3
さいたま市	13	11								11								
千葉市	21	11								11	4							4
横浜市	36	26								26	5							5
川崎市	26	18	3							21	6							6
相模原市	12	7								7	1							1
新潟市	31	9								9	7							7
静岡市	29	6								6	4							
浜松市	23	7								7	6							6
名古屋市	22	19								19	2							2
京都市	33	11								11	2	2						4
大阪市	24	20						2		18	6							6
堺市	22	13								13	2							2
神戸市	17	11								11	3							3
岡山市	29	8								8	1							1
広島市	28	9								9	4							4
北九州市	21	16								16	4						1	3
福岡市	11	10								10	4							4
熊本市	15	4								4								
函館市	7	3								3	1							1
旭川市	8	2								2	2							2
青森市	21	5								5								
八戸市	13	8						1		7	2							2
盛岡市	15	3								3	3							3
秋田市	11	3								3	3							3
山形市	6	1								1	1							1
福島市	8	4								4								
郡山市	10	4								4	1							1
いわき市	17	13								13	5						1	4
宇都宮市	15	6								6	5							5
前橋市	21	3								3	3	1						4
高崎市	15	3								3	2							2
川越市	7	2								2	3							3
川口市	4	5								5								
越谷市	6	4								4								
船橋市	10	14						3		11								
柏市	8	5								5	3							3
八王子市	15	5								5	3							3
横須賀市	6	6								6	3	1					1	3
富山市	28	4								4								
金沢市	19	5								5	4							4
福井市	13	4						1		3	2							2
甲府市	3										2							2
長野市	10	3								3	2							2
岐阜市	17	5								5	3							3
豊橋市	10	3								3	6							6
岡崎市	11	7								7								
豊田市	9	3								3	3							3
大津市	12										7	2						9
豊中市	2	4								4	1	1						2
吹田市	3	2								2	2							2
高槻市	6	3								3	2							2
枚方市	6	4								4	2							2
八尾市	3	2								2								
寝屋川市	2	2								2								
東大阪市	6	7								7	4							4
姫路市	20	12								12	11							11
尼崎市	10	7								7	3							3
明石市	4	3								3	2							2
西宮市	4	5								5	1							1
奈良市	21	4								4								
和歌山市	24	7								7	4							4
鳥取市	2	2	2							4	2							2
松江市	4										5							5
倉敷市	21	8								8	6							6
呉市	10	4								4								
福山市	35	4								4	5	1						6
下関市	12	2								2								
高松市	13	5								5								
松山市	21	6								6	3							3
高知市	18	3								3	1							1
久留米市	10	3								3	2							2
長崎市	10	4								4								
佐世保市	11	4								4	3							3
大分市	14	9								9	2							2
宮崎市	12	3								3	1							1
鹿児島市	22	6								6	3							3
那覇市																		
合 計	5548	1098	13	0	0	0	0	23	1088	1255	17	0	2	0	0	23		1247

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（8a） 大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉																
	200kg/h以上～2t/h未満								100kg/h以上～200kg/h未満								
	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注2)	既設 (c) (注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	
北海道	97						5	92	66							2	64
青森県	22							22	43	2						2	43
岩手県	19						3	16	66	3							69
宮城県	24							24	48								48
秋田県	37						1	36	16							1	15
山形県	17						1	16	56	2						3	55
福島県	40	2					3	39	10								10
茨城県	55	2						57	154	1						7	148
栃木県	25						1	24	61	2						2	61
群馬県	32							32	21	2							23
埼玉県	55						1	54	16								16
千葉県	50							50	72	2						3	71
東京都	33	2					5	30	36	1						2	35
神奈川県	13							13	27	1						1	27
新潟県	44							44	52	2						3	51
富山県	13				2		1	14	20								20
石川県	23						2	21	33						1	32	
福井県	20	1						21	22								22
山梨県	13							13	17						2	15	
長野県	42						2	40	39							39	
岐阜県	53						7	46	59						4	55	
静岡県	56						2	54	71	2					1	72	
愛知県	57	1					1	57	34	1					1	34	
三重県	44						5	39	67						2	65	
滋賀県	31	2						33	25								25
京都府	28						1	27	29	1					3	27	
大阪府	21							21	12	1					1	12	
兵庫県	48						2	46	93	2					10	85	
奈良県	36						2	34	90							90	
和歌山県	23							23	29							29	
鳥取県	21						1	20	21						3	18	
島根県	18							18	21							21	
岡山県	27						1	26	59	2					1	60	
広島県	34						4	30	35						1	34	
山口県	40						2	38	41						1	40	
徳島県	39						1	38	50	1					3	48	
香川県	21						1	20	56							56	
愛媛県	36						2	34	50	2					1	51	
高知県	20						2	18	61						3	58	
福岡県	36	2					2	36	73	1					3	71	
佐賀県	24							24	30						1	29	
長崎県	39						2	37	19							19	
熊本県	37			1			3	33	36	2			1		3	36	
大分県	14							14	13							13	
宮崎県	13							13	27	1						28	
鹿児島県	46						1	45	70	4					3	71	
沖縄県	28	1						29	23	1					1	23	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（8b） 大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満								100kg/h以上～200kg/h未満							
	H30年度末施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R1年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	H30年度末施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R1年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	3							3	3							3
仙台市	3						1	2	8							8
さいたま市	3							3	2							2
千葉市	6						1	5	10							10
横浜市	3							3	10						1	9
川崎市	12	1						13	1							1
相模原市	8							8	2							2
新潟市	12							12	12						1	11
静岡市	7							7	15	1					1	15
浜松市	6							6	14							14
名古屋市	2							2	9						1	8
京都市	4							4	14	1						15
大阪市	9							9	3							3
堺市	4							4	8						1	7
神戸市	2							2	10							10
岡山市	23	1						24	7							7
広島市	16							16	8							8
北九州市	12	2					2	12	7							7
福岡市	3						1	2	3							3
熊本市	6							6	7							7
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	1							1	11						1	10
八戸市	4							4	5							5
盛岡市	5						1	4	6							6
秋田市	5							5	3							3
山形市	1							1	3							3
福島市									4							4
郡山市	1							1	4							4
いわき市	6							6	1							1
宇都宮市	5							5	4	1						5
前橋市	3							3	11							11
高崎市	5							5	5						1	4
川越市	2							2	1							1
川口市																
越谷市									1							1
船橋市	1							1	2							2
柏市	2							2	1							1
八王子市	3							3	6							6
横須賀市	1							1	2							2
富山市	9							9	14							14
金沢市	5							5	8							8
福井市	4							4	6							6
甲府市	1							1								
長野市	7							7	3							3
岐阜市	4							4	6							6
豊橋市	3							3	3							3
岡崎市	4							4	3							3
豊田市	3							3	1							1
大津市	3							3	4							4
豊中市																
吹田市									1							1
高槻市	2							2	3							3
枚方市	3							3	2							2
八尾市	1							1								
寝屋川市	3							3								
東大阪市									2							2
姫路市	4							4	8							8
尼崎市	4							4	1							1
明石市									1							1
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	13							13
和歌山市	11							11	8							8
鳥取市	4							4	11	1						12
松江市	1						1									
倉敷市	15						2	13	4	1						5
呉市	5							5	6							6
福山市	6							6	26						1	25
下関市	6							6	5							5
高松市	5							5	9							9
松山市	9							9	11							10
高知市	2	1						3	14						1	13
久留米市	3							3	4							4
長崎市	1							1	4						1	3
佐世保市	6						1	5	3							3
大分市	8							8	6						1	5
宮崎市	1							1	9							9
鹿児島市	12							12	9	1						10
那覇市																
合 計	1917	18	0	1	2	0	77	1859	2507	45	0	0	1	0	87	2466

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I－8（9a） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満								50kg/h未満 (0.5㎡以上)							
	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)
北海道	16						2	14	8							8
青森県	5							5	8						1	7
岩手県	7						1	6	3							3
宮城県	9	1						10	4							4
秋田県	2							2	5							5
山形県	3							3	5							5
福島県	15						3	12	5							5
茨城県	20	2					1	21	8							8
栃木県	19						1	18	4							4
群馬県	9							9	2							2
埼玉県	39						4	35	8						1	7
千葉県	19	1					1	19	13						2	11
東京都	46	1					8	39	14						1	13
神奈川県	9							9								
新潟県	20						1	19	19							19
富山県	6							6	3							3
石川県	4						1	3								
福井県	4							4	4						1	3
山梨県	5							5	5							5
長野県	6							6	4							4
岐阜県	29						3	26	5						1	4
静岡県	20							20	17							17
愛知県	19	1						20	5						1	4
三重県	15						2	13	8						2	6
滋賀県	5						1	4	6						1	5
京都府	5						1	4								
大阪府	5	1						6	3							3
兵庫県	21						2	19	3							3
奈良県	13							13	3							3
和歌山県	7							7	5							5
鳥取県									1							1
島根県	1	1						2	5						2	3
岡山県	3							3	3						1	2
広島県	19	3					2	20	7							7
山口県	11						1	10	8							8
徳島県	8						1	7	2							2
香川県	11						1	10	2							2
愛媛県	18						3	15	8							8
高知県	6							6	2							2
福岡県	27						2	25	7							7
佐賀県	5						1	4	5						1	4
長崎県	4							4								
熊本県	5						1	4	7						2	5
大分県	8						1	7	2							2
宮崎県	1							1								
鹿児島県	9						1	8	6						1	5
沖縄県	8							8	4							4

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（9b） 大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満								50kg/h未満 (0.5㎡以上)							
	H30年度末施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R1年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	H30年度末施設数(a)	新設(b) (注2)	既設(c) (注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	R1年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市									2							2
仙台市	1							1								
さいたま市	4							4	2							2
千葉市	4							4	1							1
横浜市	16						3	13	3							3
川崎市	3							3	2							2
相模原市	2							2								
新潟市	5							5	2							2
静岡市	7							7	3							3
浜松市									1							1
名古屋市	3							3	2							2
京都市	11						1	10	3							3
大阪市	4							4								
堺市	4						2	2								
神戸市	1							1	1						1	
岡山市	2							2	1							1
広島市	1							1	1							1
北九州市																
福岡市																
熊本市									1							1
函館市																
旭川市									1							1
青森市	4							4	1							1
八戸市	4						1	3	2						1	1
盛岡市	1							1	1							1
秋田市																
山形市	1							1								
福島市	2							2	1							1
郡山市	3							3								
いわき市	1							1								
宇都宮市	1							1								
前橋市	3	1					1	3	1							1
高崎市	4	1						5	2						1	1
川越市	1							1								
川口市	2							2								
越谷市	3							3	1							1
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
八王子市	2							2	3							3
横須賀市																
富山市	4							4	1							1
金沢市	4							4								
福井市	1							1	2							2
甲府市	1							1								
長野市																
岐阜市	4							4	1							1
豊橋市																
岡崎市	5							5								
豊田市	1							1								
大津市																
豊中市	1							1								
吹田市									1							1
高槻市																
枚方市	1							1								
八尾市									1							1
寝屋川市																
東大阪市	2							2								
姫路市	5						3	2								
尼崎市	2							2								
明石市	1							1								
西宮市									1							1
奈良市	3							3	2							2
和歌山市	1							1	3							3
鳥取市	4							4								
松江市	1							1								
倉敷市	2							2								
呉市	1							1								
福山市	1							1								
下関市									1							1
高松市																
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	3						1	2								
長崎市	4							4								
佐世保市									1							1
大分市																
宮崎市	1							1								
鹿児島市	3							3								
那覇市																
合 計	710	13	0	0	0	0	58	665	298	0	0	0	0	0	21	277

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅰ－８（１０ａ） 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	小 計			R 1 年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	事業 場数 (注1)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	
				規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)											
北海道	226						10	216	176	245						10	235
青森県	97	2					3	96	78	97	2					3	96
岩手県	115	3					4	114	97	115	3					4	114
宮城県	118	4					2	120	78	121	4					2	123
秋田県	71						2	69	48	71						2	69
山形県	94	3					4	93	82	94	3					4	93
福島県	115	3					12	106	81	144	3					12	135
茨城県	327	5					11	321	264	366	5					11	360
栃木県	150	3					6	147	125	203	5					6	202
群馬県	99	2						101	77	115	2						117
埼玉県	228	2					8	222	154	263	2					8	257
千葉県	266	3					9	260	174	273	3					9	267
東京都	275	6					16	265	157	276	6					16	266
神奈川県	106	2					1	107	68	107	2					1	108
新潟県	187	2					4	185	135	201	2					4	199
富山県	60			2	2		1	59	58	101	1			2	2	2	100
石川県	74						4	70	57	75						4	71
福井県	61	1					2	60	48	69	1					2	68
山梨県	57						2	55	38	59						2	57
長野県	121						2	119	98	137						2	135
岐阜県	177						15	162	135	180						15	165
静岡県	237	3					5	235	204	314	4					5	313
愛知県	203	6					5	204	185	353	11					14	350
三重県	184						13	171	116	215	1					13	203
滋賀県	90	2					2	90	66	110	2					2	110
京都府	83	1					6	78	55	87	1					6	82
大阪府	96	2					1	97	63	98	2					1	99
兵庫県	205	2					14	193	156	212	2					14	200
奈良県	166						2	164	141	166						2	164
和歌山県	75							75	62	75							75
鳥取県	50						4	46	38	52						4	48
島根県	51	1					2	50	41	55	1					2	54
岡山県	107	2					3	106	80	107	2					3	106
広島県	121	3					7	117	89	124	3					7	120
山口県	129						7	122	93	143						7	136
徳島県	119	1					5	115	90	119	1					5	115
香川県	101						2	99	93	103						2	101
愛媛県	149	2					7	144	105	152	2					7	147
高知県	100						5	95	88	100						5	95
福岡県	181	3					7	177	156	204	5					7	202
佐賀県	81						6	75	64	86						6	80
長崎県	79						2	77	51	80						2	78
熊本県	107	4		1	1		9	102	93	127	4		1	1		9	122
大分県	49						1	48	39	52						1	51
宮崎県	54	1						55	50	55	1						56
鹿児島県	151	4					6	149	124	151	4					6	149
沖縄県	88	2					2	88	64	89	2					2	89

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I－8（１０b） 大気基準適用施設の届出等の状況 (施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)	事業 場数 注1)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c- d1+d2-e- f)
札幌市	23						1	22	12	24						1	23
仙台市	26						1	25	17	27						1	26
さいたま市	22							22	13	22							22
千葉市	36						1	35	23	38						1	37
横浜市	63						4	59	37	67						5	62
川崎市	42	4						46	29	47	4						51
相模原市	20							20	12	20							20
新潟市	47						1	46	31	47						1	46
静岡市	42	1					1	42	31	52	1					1	52
浜松市	34							34	25	38	1						39
名古屋市	37						1	36	25	52						1	51
京都市	45	3					1	47	34	55	6					2	59
大阪市	42						2	40	28	49						2	47
堺市	31						3	28	27	42						3	39
神戸市	28						1	27	17	28						1	27
岡山市	42	1						43	29	42	1						43
広島市	39							39	29	42							42
北九州市	39	2					3	38	28	48	2					3	47
福岡市	20						1	19	11	20						1	19
熊本市	18							18	15	18							18
函館市	10							10	7	10							10
旭川市	10							10	8	10							10
青森市	22						1	21	21	22						1	21
八戸市	25						3	22	15	28						3	25
盛岡市	19						1	18	15	19						1	18
秋田市	14							14	11	14							14
山形市	7							7	6	7							7
福島市	11							11	8	11							11
郡山市	13							13	10	13							13
いわき市	26						1	25	19	33						2	31
宇都宮市	21	1						22	16	22	1						23
前橋市	24	2					1	25	23	28	2					1	29
高崎市	21	1					2	20	15	21	1					2	20
川越市	9							9	8	10							10
川口市	7							7	5	8							8
越谷市	9							9	6	9							9
船橋市	20						3	17	11	21						3	18
柏市	13							13	8	13							13
八王子市	22							22	15	22							22
横須賀市	12	1					1	12	6	12	1					1	12
富山市	32							32	31	41						3	38
金沢市	26							26	19	26							26
福井市	19						1	18	14	22						1	21
甲府市	4							4	3	4							4
長野市	15							15	10	15							15
岐阜市	23							23	18	25							25
豊橋市	15							15	13	20							20
岡崎市	19							19	12	21							21
豊田市	11							11	16	35							35
大津市	14	2						16	12	14	2						16
豊中市	6	1						7	2	6	1						7
吹田市	6							6	3	6							6
高槻市	10							10	6	10							10
枚方市	12							12	7	13							13
八尾市	4							4	5	14							14
寝屋川市	5							5	2	5							5
東大阪市	15							15	6	15							15
姫路市	40						3	37	28	73						3	70
尼崎市	17							17	10	17							17
明石市	7							7	4	7							7
西宮市	8							8	4	8							8
奈良市	26							26	22	27							27
和歌山市	34							34	26	39							39
鳥取市	23	3						26	2	23	3						26
松江市	7						1	6	4	7						1	6
倉敷市	35	1					2	34	27	50	1					2	49
呉市	16							16	11	18							18
福山市	42	1					1	42	36	46	1					1	46
下関市	14							14	14	25							25
高松市	19							19	14	20							20
松山市	30						1	29	21	30						1	29
高知市	22	1					1	22	18	22	1					1	22
久留米市	15						1	14	11	20						1	19
長崎市	13						1	12	10	13						1	12
佐世保市	17						1	16	11	17						1	16
大分市	25						1	24	15	27						1	26
宮崎市	15							15	12	15							15
鹿児島市	33	1						34	23	34	1						35
那覇市																	
合 計	7785	106	0	3	3	0	289	7602	5842	8682	122	0	3	3	0	305	8499

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅰ－９（１a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸塩ハル（クラフトハル）又は亜硫酸ハル（サルフাইトハル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								カーボイド法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設							
	事業場数 注2)	H30年度末施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法から法への移行 (d1) 注5)	法から瀬法への移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	R1年度末施設数 (a+b+c-f)	事業場数 注2)	H30年度末施設数 (a)	新設 (b) 注3)	既設 (c) 注4)	瀬法から法への移行 (d1) 注5)	法から瀬法への移行 (d2) 注5)	廃止 (f)	R1年度末施設数 (a+b+c-f)
北海道		6	18					18	2	2						2
青森県																
岩手県		1	1					1								
宮城県		2	6					6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県										1	1					1
栃木県										1	1					1
群馬県										1	1					1
埼玉県																
千葉県										1	1					1
東京都																
神奈川県										1	1					1
新潟県										1	6					6
富山県		1	3					3	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県		1	3					3								
静岡県			1					1								
愛知県		1	2					2	2	3					1	2
三重県		1	1					1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県									1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県		1	4					4								
島根県		1	1					1								
岡山県									1	1						1
広島県																
山口県		1	2					2								
徳島県		1	2					2								
香川県									1	1						1
愛媛県		2	8					8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県																
熊本県		1	1					1								
大分県																
宮崎県		1	2					2								
鹿児島県		1	1					1								
沖縄県									1	1						

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（１b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括－政令市別）

	硫酸塩 ^{ハル} （ ^{グラフト} ）又は亜硫酸 ^{ハル} （ ^{ハル} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								カーボート法 ^{アセレン} の製造の用に供するアセレン洗浄施設							
	事業場数 ^{（注2）}	H30年度末施設数 ^{（a）}	新設 ^{（b）} ^{（注3）}	既設 ^{（c）} ^{（注4）}	瀬法から法への移行 ^{（d1）} ^{（注5）}	法から瀬法への移行 ^{（d2）} ^{（注5）}	廃止 ^{（f）}	R1年度末施設数 ^{（a+b+c-f）}	事業場数 ^{（注2）}	H30年度末施設数 ^{（a）}	新設 ^{（b）} ^{（注3）}	既設 ^{（c）} ^{（注4）}	瀬法から法への移行 ^{（d1）} ^{（注5）}	法から瀬法への移行 ^{（d2）} ^{（注5）}	廃止 ^{（f）}	R1年度末施設数 ^{（a+b+c-f）}
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市										1	1					1
横浜市										1	3					3
川崎市										1						
相模原市																
新潟市	1	3						3		1					1	
静岡市									1	4						4
浜松市										4					4	
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市									2	2						2
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
八戸市	1	7						7	1	1						1
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市	1	2						2	1	1						1
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	27	72	0	0	0	0	0	72	29	45	0	0	0	0	6	39

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注４）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（２a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	3	1					4
東京都																
神奈川県																
新潟県										16	1					17
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	6						6
岐阜県									1	1						1
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	5						5
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（２b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括－政令市別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μ寸繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	5	33	2	0	0	0	35

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－９（３a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県	1	2						2	1	9						9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県		2					2									
東京都																
神奈川県	1	3						3								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（３b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括－政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	4	10	0	0	0	0	2	8	5	28	0	0	0	0	0	28

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－９（４a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	ｶﾞﾌﾞ ｵﾀﾀﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 ｼｸﾛへｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設							ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	5						5								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（４b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括－政令市別)

	カブ・ロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設								クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 (注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 (注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市		1	5													5
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計		1	5	0	0	0	0	5	1	5	0	0	0	0	0	5

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－９（５a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

（施設種類別・総括－都道府県別）

	4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供する ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ジ'クロロ-1,4-ナフタレンの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（５b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供する ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ジクロロ-1,4-ナフキンの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法から法への移行 (d1) ^(注5)	法から瀬法への移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年度末施設数 (a+b+c-f)	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法から法への移行 (d1) ^(注5)	法から瀬法への移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年度末施設数 (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計		1	3	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（６a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	ｼﾞｵｻﾞﾝｼﾞﾝﾊﾞ ｲﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ｼﾞｵｻﾞﾝｼﾞﾝﾊﾞ ｲﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設							ｱﾙﾐﾅ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場 数 ^(注2)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法から法への移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法への 移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c-f)	事業場 数 ^(注2)	H 3 0 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法から法への移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法への 移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県										2	2					2
茨城県										2	4					4
栃木県										1	3					3
群馬県																
埼玉県										1	1					1
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県										4	5					5
石川県																
福井県										1	4					4
山梨県																
長野県																
岐阜県										2	4					4
静岡県										5	15	1			2	14
愛知県										2	2	1				3
三重県										1	2					2
滋賀県										3	6					6
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7		1						1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（６b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

（施設種類別・総括－政令市別）

	ｼﾞｪﾐﾝｸﾞｼﾞｪﾐﾝｸﾞｲﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾚｲｼﾞｪﾐﾝｸﾞｼﾞｪﾐﾝｸﾞ分離施設、 還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾚｲｼﾞｪﾐﾝｸﾞｼﾞｪﾐﾝｸﾞ洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ｼﾞｪﾐﾝｸﾞｼﾞｪﾐﾝｸﾞｲﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設							ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場 数(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市									1	3						3
浜松市									1	1						1
名古屋市									1	7						7
京都市									1	6	1					7
大阪市																
堺市									1	1						1
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市																
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1	1					2
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	1	7	0	0	0	0	0	7	31	69	4	0	0	0	2	71

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（７a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c -f)	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c -f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									5	60						6
千葉県																
東京都																
神奈川県										1						
新潟県																
富山県	1	1						1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	158	1				6	15
愛知県	1	1						1	1		6					
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	9						9								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（７b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括－政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c -f)	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年 度末施 設数 (a+b+c -f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
八戸市	1	11						11								
盛岡市																
秋田市																
山形市																
福島市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
川口市																
越谷市																
船橋市																
柏市																
八王子市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
福井市																
甲府市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
吹田市																
高槻市																
枚方市																
八尾市																
寝屋川市																
東大阪市																
姫路市	1	17						17								
尼崎市																
明石市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
鳥取市																
松江市																
倉敷市																
呉市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
佐世保市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
那覇市																
合 計	8	50	0	0	0	0	0	50	8	219	7	0	0	0	6	220

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－９（８a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設									灰の貯留施設								
	事業場 数 (注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	規模未 満変更 (e) (注6)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 (注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	規模未 満変更 (e) (注6)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道	14	45						2	43	6	13						4	9
青森県	10	24							24	1	8							8
岩手県	4	4							4	2	11							11
宮城県	1	4							4									
秋田県	2	3							3	4	7						1	6
山形県	5	5							5	8	8	1						9
福島県	5	21	2					5	18	21	27	4						31
茨城県	23	47	2						49	10	15							15
栃木県	1	2							2	7	9							9
群馬県	1	2							2	10	8	3						11
埼玉県	39	98						2	96	18	36	2					1	37
千葉県	29	81						4	77	11	27						2	25
東京都	29	122	2					1	123	16	80	1						81
神奈川県	8	41							41	7	21	1						22
新潟県	12	18							18	15	18						1	17
富山県	4	19							19	3	5							5
石川県	4	5							5	5	7							7
福井県	4	8							8	4	6							6
山梨県	1	1							1	3	3							3
長野県	18	48							48	4	23							23
岐阜県	21	30						1	29	1	2							2
静岡県	26	43	1					4	40	3	12							12
愛知県	22	41	1						42	15	19	1					1	19
三重県	9	17							17	6	8							8
滋賀県	3	11							11	4	4							4
京都府	3	6							6	8	16	2					2	16
大阪府	16	46						1	45	3	12							12
兵庫県	14	30							30	18	24	2						26
奈良県	10	18						2	16	7	9							9
和歌山県	3	3							3	10	12							12
鳥取県	2	7							7	4	6							6
島根県	7	12							12	1	2							2
岡山県	5	7							7	11	17							17
広島県	9	13							13	3	3							3
山口県	15	31	2						33	3	4							4
徳島県	12	24							24	5	6							6
香川県	7	12							12	6	9							9
愛媛県	8	21						2	19	3	5							5
高知県	4	4							4									
福岡県	16	26							26	7	17	1						18
佐賀県	7	8							8	2	2							2
長崎県	2	5							5	4	4							4
熊本県	4	6							6	1	1							1
大分県																		
宮崎県	1	1							1	1	1							1
鹿児島県																		
沖縄県	14	23						1	22	2	4						2	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（８b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

（施設種類別・総括－政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設									灰の貯留施設								
	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	規模未 満変更 (e) ^(注6)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	規模未 満変更 (e) ^(注6)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
札幌市		14	2					2	14	3	7						1	6
仙台市	3	10						1	9	3	3							3
さいたま市	2	6							6	4	5							5
千葉市	4	18							18	1	10							10
横浜市	4	20							20	4	20							20
川崎市	13	37							37	4	4	1						5
相模原市	8	19							19		7							7
新潟市	6	7							7	1	1							1
静岡市	5	9							9	2	2							2
浜松市	3	9							9									
名古屋市	5	24							24	2	5							5
京都市	5	10	3						13		5							5
大阪市	10	29							29		9							9
堺市	2	2							2	6	8							8
神戸市	1	4						1	3	4	8							8
岡山市	7	7							7	2	3							3
広島市	14	26							26	1	7							7
北九州市	4	23						2	21	9	60	3					1	62
福岡市	4	18						2	16	1	5						1	4
熊本市		2							2	2	2							2
函館市																		
旭川市																		
青森市	1	1							1	2	2							2
八戸市	6	13						1	12		3							3
盛岡市	1	2							2	1	1							1
秋田市	3	9							9	1	1							1
山形市	1	1							1	1	1							1
福島市										2	6							6
郡山市										2	2							2
いわき市	7	24							24									
宇都宮市	6	14							14		4							4
前橋市	2	3							3	1	5							5
高崎市	1	3							3	2	2							2
川越市	2	4							4	2	4							4
川口市	1	3							3	1	2							2
越谷市		4							4	1	1							1
船橋市										2	3							3
柏市	1	2							2		1							1
八王子市	1	5							5	2	7							7
横須賀市	3	13	1					2	12	1	6							6
富山市	3	7							7	1	1							1
金沢市	2	4							4	1	1							1
福井市	2	8						4	4	1	2						1	1
甲府市																		
長野市	2	10							10	1	1							1
岐阜市	5	8							8									
豊橋市		3							3	2	3							3
岡崎市	1	2							2		2							2
豊田市	1	3							3	4	6							6
大津市	2	4							4	3	3	2						5
豊中市	1	5	1						6									
吹田市	1	2							2		5							5
高槻市	2	10							10		2							2
枚方市	3	4							4		7							7
八尾市	2	3							3		1							1
寝屋川市	1	3							3	1	1							1
東大阪市		10							10	2	2							2
姫路市	5	20							20	1	14							14
尼崎市	5	17							17	3	4							4
明石市		1							1	1	1							1
西宮市										2	2							2
奈良市	1	2							2	1	2							2
和歌山市	3	4							4	2	3							3
鳥取市	2	4							4	3	2	1						3
松江市	3	7						2	5		4							4
倉敷市	8	20							20	2	3							3
呉市																		
福山市	4	7							7	3	3	1						4
下関市																		
高松市	2	2							2	1	2							2
松山市	2	4							4									
高知市										1	2							2
久留米市										2	2							2
長崎市	2	4							4	2	2							2
佐世保市		3						1	2	3	5							5
大分市	3	16							16		1							1
宮崎市		2							2	1	1							1
鹿児島市										4	5							5
那覇市																		
合 計	658	1637	17	0	0	0	0	43	1611	401	848	26	0	0	0	0	18	856

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（９a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																	
	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	規模未 満変更 (e) (注6)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) (注3)	既設 (c) (注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) (注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) (注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	
北海道	20	58						6	52	2	7	2					1	8
青森県	11	32							32									
岩手県	6	15							15									
宮城県	1	4							4									
秋田県	6	10						1	9									
山形県	13	13	1						14									
福島県	26	48	6					5	49									
茨城県	33	62	2						64									
栃木県	8	11							11	1	1							1
群馬県	11	10	3						13	1	2							2
埼玉県	57	134	2					3	133									
千葉県	40	108						6	102									
東京都	45	202	3					1	204	1	3							3
神奈川県	15	62	1						63									
新潟県	27	36						1	35									
富山県	7	24							24									
石川県	9	12							12									
福井県	8	14							14									
山梨県	4	4							4									
長野県	22	71							71									
岐阜県	22	32						1	31			1					1	
静岡県	29	55	1					4	52									
愛知県	37	60	2					1	61		3						3	
三重県	15	25							25									
滋賀県	7	15							15									
京都府	11	22	2					2	22									
大阪府	19	58						1	57	4	1	5					2	4
兵庫県	32	54	2						56		1							1
奈良県	17	27						2	25	1		2					1	1
和歌山県	13	15							15	1		1						1
鳥取県	6	13							13									
島根県	8	14							14									
岡山県	16	24							24									
広島県	12	16							16									
山口県	18	35	2						37									
徳島県	17	30							30									
香川県	13	21							21									
愛媛県	11	26						2	24									
高知県	4	4							4									
福岡県	23	43	1						44									
佐賀県	9	10							10									
長崎県	6	9							9			1					1	
熊本県	5	7							7									
大分県																		
宮崎県	2	2							2									
鹿児島県																		
沖縄県	16	27						3	24		1	2					3	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（９b） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計																
	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	規模未 満変更 (e) ^(注6)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^(注2)	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^(注3)	既設 (c) ^(注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^(注5)	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^(注5)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
札幌市	3	21	2					3	20								
仙台市	6	13						1	12								
さいたま市	6	11							11								
千葉市	5	28							28								
横浜市	8	40							40								
川崎市	17	41	1						42	1	28						28
相模原市	8	26							26								
新潟市	7	8							8								
静岡市	7	11							11								
浜松市	3	9							9								
名古屋市	7	29							29								
京都市	5	15	3						18	1		2					2
大阪市	10	38							38	2	5					1	4
堺市	8	10							10								
神戸市	5	12						1	11								
岡山市	9	10							10								
広島市	15	33							33								
北九州市	13	83	3					3	83	1	15	1				2	14
福岡市	5	23						3	20								
熊本市	2	4							4								
函館市																	
旭川市																	
青森市	3	3							3								
八戸市	6	16						1	15								
盛岡市	2	3							3								
秋田市	4	10							10								
山形市	2	2							2								
福島市	2	6							6								
郡山市	2	2							2								
いわき市	7	24							24								
宇都宮市	6	18							18								
前橋市	3	8							8								
高崎市	3	5							5								
川越市	4	8							8								
川口市	2	5							5								
越谷市	1	5							5								
船橋市	2	3							3								
柏市	1	3							3								
八王子市	3	12							12								
横須賀市	4	19	1					2	18								
富山市	4	8							8	1	1						1
金沢市	3	5							5								
福井市	3	10						5	5								
甲府市																	
長野市	3	11							11								
岐阜市	5	8							8								
豊橋市	2	6							6								
岡崎市	1	4							4								
豊田市	5	9							9	1	40						40
大津市	5	7	2						9								
豊中市	1	5	1						6								
吹田市	1	7							7								
高槻市	2	12							12		1					1	
枚方市	3	11							11								
八尾市	2	4							4								
寝屋川市	2	4							4								
東大阪市	2	12							12								
姫路市	6	34							34								
尼崎市	8	21							21								
明石市	1	2							2								
西宮市	2	2							2								
奈良市	2	4							4								
和歌山市	5	7							7								
鳥取市	5	6	1						7								
松江市	3	11						2	9								
倉敷市	10	23							23								
呉市																	
福山市	7	10	1						11								
下関市																	
高松市	3	4							4								
松山市	2	4							4								
高知市	1	2							2								
久留米市	2	2							2								
長崎市	4	6							6								
佐世保市	3	8						1	7								
大分市	3	17							17								
宮崎市	1	3							3								
鹿児島市	4	5							5								
那覇市																	
合 計	1059	2485	43	0	0	0	0	61	2467	18	109	17	0	0	0	16	110

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、法第13条第1項又は瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注7) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－９（１０a） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}
 （施設種類別・総括一都道府県別）

	ポンプ類の破壊の用に供する施設のうちアスファルト反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注２）}	H３０ 年度末 施設数 (a) ^{注３）}	新設 (b) ^{注３）}	既設 (c) ^{注４）}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注５）}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注５）}	廃止 (f)	R１年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注２）}	H３０ 年度末 施設数 (a) ^{注３）}	新設 (b) ^{注３）}	既設 (c) ^{注４）}	廃止 (f)	R１年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道									4	5			1	4
青森県									1	1				1
岩手県									1	1				1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県									1	1				1
山形県														
福島県														
茨城県	3	5					2	3	4	4				4
栃木県	1	3						3	3	3				3
群馬県									1	1				1
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	2	3						3	5	5				5
東京都									18	18				18
神奈川県	1	2						2	11	11				11
新潟県									1	1				1
富山県	1	1						1	2	3				3
石川県									1					
福井県									1	1				1
山梨県														
長野県		1						1	3	3				3
岐阜県	2	3						3	2	2				2
静岡県	1	2						2	3	3				3
愛知県	3	3						3	8	8				8
三重県									1	2			1	1
滋賀県									2	2				2
京都府									3	3				3
大阪府	1	3						3	8	8				8
兵庫県									2	2				2
奈良県									1	1				1
和歌山県														
鳥取県									3	3				3
島根県														
岡山県									2	2				2
広島県	1	2						2						
山口県									3	3		1		4
徳島県														
香川県	1	3					1	2						
愛媛県									1	1				1
高知県														
福岡県									1		1			1
佐賀県	1	2						2						
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	1	2						2						

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注３）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注４）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（１０ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

（施設種類別・総括－政令市別）

	汚濁の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注２）}	H３０ 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注３）}	既設 (c) ^{注４）}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注５）}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注５）}	廃止 (f)	R１年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注２）}	H３０ 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注３）}	既設 (c) ^{注４）}	廃止 (f)	R１年度 末施設数 (a+b+c- f)
札幌市									4	4				4
仙台市									2	2				2
さいたま市														
千葉市									2	4				4
横浜市									5	19				19
川崎市									2	3				3
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1						
静岡市	1	2						2	2	3				3
浜松市									2	2				2
名古屋市									5	6				6
京都市									3	3				3
大阪市									4	4				4
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市									4	4				4
岡山市														
広島市									4	5				5
北九州市									3	4				4
福岡市									3	3				3
熊本市									2	2				2
函館市									1	1				1
旭川市									1	1				1
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市									2	2				2
山形市														
福島市														
郡山市									1	1				1
いわき市			1					1	1	1				1
宇都宮市									1		1			1
前橋市									1	3				3
高崎市									1	1				1
川越市														
川口市														
越谷市														
船橋市									1		1			1
柏市														
八王子市									2	2				2
横須賀市									1	1				1
富山市		1					1		2	2				2
金沢市	1	2						2	3	4				4
福井市														
甲府市									1	1				1
長野市									3	3				3
岐阜市									3	3				3
豊橋市									1	1				1
岡崎市														
豊田市														
大津市									1	1				1
豊中市									1	1				1
吹田市														
高槻市									1	4				4
枚方市									1	1				1
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市									2	2				2
姫路市	1	2						2	2	2				2
尼崎市									2	2				2
明石市									2	2				2
西宮市									3	3				3
奈良市														
和歌山市									2	2				2
鳥取市									1	1				1
松江市									1	1				1
倉敷市									1	1				1
呉市														
福山市									1	1				1
下関市	1	1						1						
高松市									2	2				2
松山市														
高知市	1	3						3	1	1				1
久留米市														
長崎市									1	1				1
佐世保市									1	1				1
大分市														
宮崎市									2	2				2
鹿児島市	1	4						4	1	1				1
那覇市														
合 計	32	61	1	0	0	0	4	58	212	239	3	1	2	241

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく

許可がなされたものを計上した。

注４）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出が

なされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、

法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－９（１１ａ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設								合 計								
	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道									34	90	2					8	84
青森県									12	33							33
岩手県		1						1	8	18							18
宮城県		2						2	6	15							15
秋田県		1					1		7	12						2	10
山形県									13	13	1						14
福島県		1						1	30	58	6					5	59
茨城県									45	87	2					2	87
栃木県									15	22							22
群馬県									14	14	3						17
埼玉県		1						1	76	212	2					3	211
千葉県	2	3						3	51	125	1					8	118
東京都									64	223	3					1	225
神奈川県									29	80	1						81
新潟県	4	9						9	33	68	1					1	68
富山県									17	38							38
石川県									9	12							12
福井県									10	19							19
山梨県									4	4							4
長野県		2						2	26	83							83
岐阜県									30	45	1					2	44
静岡県		1						1	42	240	3					12	231
愛知県	1	1						1	57	88	9					5	92
三重県	1	1						1	20	37						1	36
滋賀県									12	23							23
京都府									15	26	2					2	26
大阪府									32	70	5					3	72
兵庫県									36	62	2						64
奈良県									19	28	2					3	27
和歌山県									14	15	1						16
鳥取県									10	20							20
島根県		1						1	9	16							16
岡山県									19	27							27
広島県	1	1						1	14	19							19
山口県	1	1						1	25	50	2	1					53
徳島県									18	32							32
香川県									16	30						1	29
愛媛県	2	5						5	18	49						2	47
高知県									4	4							4
福岡県	1	1						1	27	54	2						56
佐賀県									10	12							12
長崎県									6	9	1					1	9
熊本県									6	8							8
大分県																	
宮崎県	1	1						1	5	6							6
鹿児島県									1	1							1
沖縄県	1	1						1	19	32	2					6	28

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ⅰ－９（１１ｂ） 水質基準対象施設の届出等の状況^{注１）}

(施設種類別・総括－政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設								合 計									
	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	H30 年度末 施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	R1年度 末施設数 (a+b+c- f)	
札幌市									7	25	2						3	24
仙台市									8	15						1	14	
さいたま市									6	11							11	
千葉市	1	1						1	9	34							34	
横浜市									14	62							62	
川崎市	1	1						1	21	73	1						74	
相模原市	1	1						1	10	29							29	
新潟市		1						1	10	16						1	15	
静岡市									12	23							23	
浜松市									6	16						4	12	
名古屋市									14	43							43	
京都市									10	24	6						30	
大阪市									16	47						1	46	
堺市									14	16							16	
神戸市									9	16						1	15	
岡山市									9	10							10	
広島市									19	38							38	
北九州市		1						1	19	105	4					5	104	
福岡市									8	26						3	23	
熊本市									4	6							6	
函館市									1	1							1	
旭川市									2	4							4	
青森市									3	3							3	
八戸市									9	35						1	34	
盛岡市									2	3							3	
秋田市									7	13							13	
山形市									2	2							2	
福島市									2	6							6	
郡山市									3	3							3	
いわき市		1						1	10	37	1						38	
宇都宮市	1	1						1	8	19	1						20	
前橋市									4	11							11	
高崎市									4	6							6	
川越市									4	8							8	
川口市									2	5							5	
越谷市									1	5							5	
船橋市									3	3	1						4	
柏市									1	3							3	
八王子市									5	14							14	
横須賀市									5	20	1						19	
富山市	1	2						2	8	14						1	13	
金沢市									7	11							11	
福井市									3	10						5	5	
甲府市									1	1							1	
長野市									6	14							14	
岐阜市									8	11							11	
豊橋市									3	7							7	
岡崎市									1	4							4	
豊田市									7	50	1						51	
大津市									6	8	2						10	
豊中市									2	6	1						7	
吹田市									1	7							7	
高槻市									3	17						1	16	
枚方市									4	12							12	
八尾市									2	4							4	
寝屋川市									2	4							4	
東大阪市									4	14							14	
姫路市	1	1						1	12	57							57	
尼崎市									10	23							23	
明石市									3	4							4	
西宮市		2						2	5	7							7	
奈良市									2	4							4	
和歌山市									7	9							9	
鳥取市									6	7	1						8	
松江市									4	12						2	10	
倉敷市									11	24							24	
呉市									2	3							3	
福山市									8	11	1						12	
下関市									2	2							2	
高松市									5	6							6	
松山市									2	4							4	
高知市									3	6							6	
久留米市									2	2							2	
長崎市									5	7							7	
佐世保市									4	9						1	8	
大分市	2	3						3	6	21							21	
宮崎市									3	5							5	
鹿児島市									6	10							10	
那覇市																		
合 計	23	49	0	0	0	0	1	48	1466	3492	77	1	0	0	0	100	3470	

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
 注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注３）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注４）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、法第１３条第１項又は瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。
 注７）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (1 a) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	焼結鋁の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉		
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表Ⅰ－１０（１b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉		
	R1年度末		H30年度 施設数	R1年度末		H30年度 施設数
	事業場数	施設数		事業場数	施設数	
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (2 a) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設												
		焙焼炉		焼結炉		溶鋁炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	R1年度末 事業場数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (2 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設												
		焙焼炉		焼結炉		溶鋳炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	R1年度末 事業場数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
福井市													
甲府市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市													
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (3 a) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設								
	焙焼炉			溶解炉		乾燥炉		小計	
	R1年度末 事業場数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (3 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	アルミニウム合金製造施設									
	焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計			
	R1年度末 事業場数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
八戸市										
盛岡市										
秋田市										
山形市										
福島市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
川口市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
福井市										
甲府市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
吹田市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
寝屋川市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
鳥取市										
松江市										
倉敷市										
呉市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

注 2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 0 (4 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
		4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)	
	R1年度末 事業場数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1 (1)					1 (1)	1 (1)						
茨城県													
栃木県	1	2	2 (2)										
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県									1 (1)				
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1 (1)	1 (1)	1 (1)										
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	1	3	3				1						
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	1					1	1 (1)						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 1 0 (4 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉												
		4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)	
	R1年度末 事業場数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末 施設数	H30年度 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
福井市													
甲府市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市	2	2	2										
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	8(2)	8(1)	8(3)	0	0	3(1)	4(2)	0	1(1)	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。
注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 10 (5a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末		H30年度
			事業場数	施設数	施設数
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
茨城県					
栃木県	2	2 (2)	1	2	2 (2)
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県		1 (1)			1 (1)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	3	4	1	3	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	1	1 (1)	1	1	1 (1)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 10 (5b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	R1年度末 施設数	H30年度 施設数	R1年度末		H30年度 施設数
			事業場数	施設数	
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
八戸市					
盛岡市					
秋田市					
山形市					
福島市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
川口市					
越谷市					
船橋市					
柏市					
八王子市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
福井市					
甲府市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
吹田市					
高槻市					
枚方市					
八尾市					
寝屋川市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
明石市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
鳥取市					
松江市					
倉敷市	2	2	2	2	2
呉市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
佐世保市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
那覇市					
合 計	11(2)	13(6)	8(2)	11(2)	13(6)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
()内に再掲した。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅰ－１１（１a） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－都道府県別)

	硫酸塩ペル（クラフトペル）又は亜硫酸ペル（サルファイトペル）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			カーボート法セレンの製造の用に供するセレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設			繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。

表Ⅰ－１１（１b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	硫酸塩ペルオ（クラフトペルオ）又は亜硫酸ペルオ（サルファイトペルオ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			カーベイト法セレンの製造の用に供するセレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設			繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
福井市															
甲府市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 1 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素トリリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフキニンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表Ⅰ－１１（２b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素トリリムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
福井市															
甲府市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。
注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅰ－１１（３a） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
（施設種類別―都道府県別）

	シリコンバインの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、シリコンバインの洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミナ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちの過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。

表Ⅰ－１１（３b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	ｼｮｯｷﾝｸﾞﾊﾟｲﾍﾟｯﾄの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼｮｯｷﾝｸﾞﾊﾟｲﾍﾟｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設			ｱﾙﾐﾅﾑ又はその合金の製造の用に供する熔煉炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 1 (4 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分 解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分 離施設			フッ素類の破壊の用に供する 施設のうちアミン反応施 設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県	1	1	1				1	1	1						
茨城県															
栃木県	1	1	1(1)				1	1	1(1)						
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	1	2	2				1	2	2						
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表Ⅰ－１１（４b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分 解施設及びPCB汚染物又は PCB処理物の洗浄施設及び分 離施設			フッ素類の破壊の用に供する 施設のうちアミン反応施 設、廃ガス洗浄施設及び 湿式集じん施設		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市															
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
福井市															
甲府市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	3	4	4(1)	0	0	0	3	4	4(1)	0	0	0	0	0	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。
注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 1 (5 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県				1	1	1	1	1	1
山形県									
福島県							1	1	1
茨城県									
栃木県				1	1	1(1)	2	2	2(2)
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県							1	2	2
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表Ⅰ－１１（５b） 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	下水道終末 処理施設			水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度	R1年度末		H30年度
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
山形市									
福島市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
福井市									
甲府市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
吹田市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	0	0	0	2	2	2(1)	5	6	6(2)

注 1）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）内に再掲した。
注 2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (1 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉				重鉛回収施設					
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一		R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一 (c)
						法施行前 設置(b) 注 2)	法施行後 設置(c) 注 3)						
北海道	1	1		2	2								
青森県													
岩手県													
宮城県				2	2								
秋田県													
山形県													
福島県								2	2				
茨城県	2	2		4	4			2	2				
栃木県				2	2								
群馬県				1	1			1		1			
埼玉県				3	2	1							
千葉県	3	3											
東京都				1	1								
神奈川県				1	1								
新潟県				3	3								
富山県				1	1								
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	3	3		12	8		4						
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府				1			1						
兵庫県	1	1		1	1								
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県				4	4								
岡山県													
広島県													
山口県				10	7		3						
徳島県													
香川県													
愛媛県								2	2				
高知県													
福岡県													
佐賀県				1	1								
長崎県													
熊本県				1	1								
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県				1		1							

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (1 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				重鉛回収施設					
	R 1 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		R 1 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 未施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
						法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)						
札幌市				1	1								
仙台市				1			1						
さいたま市													
千葉市	2	1	1										
横浜市													
川崎市	1	1		4	4								
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市				1	1								
京都市													
大阪市				7	7								
堺市				5	5								
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市	3	3		4	2		2						
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市				1	1						1		1
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市								1	1		1	1	
宇都宮市				1	1								
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市				1	1								
越谷市													
船橋市				1	1								
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市				1	1								
金沢市													
福井市													
甲府市													
長野市													
岐阜市				2	2								
豊橋市				1			1						
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市				1	1								
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市				5	5			1	1		4		4
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市	3	2	1	2	2								
鳥取市													
松江市													
倉敷市	4	4		3	3								
呉市	2	2											
福山市	4	3	1										
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市	2	2											
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	31	28	3	93	79	2	12	9	8	1	6	1	5

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (2 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	2	
栃木県												
群馬県				1		1				2		
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県				1	1					1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	1	1					2	1	1	3	2	
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1		1							2		2
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市				2	2					4		4
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市							7		7	12	1	11
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	2	1	1	4	3	1	10	2	8	31	15	16

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (3 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
北海道				15	1	14	1		1	16	1	15
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県												
福島県	1	1		24	19	5	2	2		27	22	5
茨城県	3		3	25	20	5	3		3	31	20	11
栃木県	3	3		47	29	18	3	1	2	53	33	20
群馬県	1	1		10	4	6	2		2	13	5	8
埼玉県				28	12	16	4	2	2	32	14	18
千葉県				4	1	3				4	1	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				11	3	8				11	3	8
富山県				40	28	12				40	28	12
石川県				1	1					1	1	
福井県				8	8					8	8	
山梨県				1	1		1	1		2	2	
長野県				14	5	9	2		2	16	5	11
岐阜県				3	1	2				3	1	2
静岡県	5	4	1	69	36	33	4	2	2	78	42	36
愛知県	3		3	123	49	74	4		4	130	49	81
三重県	2	2		29	17	12	1		1	32	19	13
滋賀県				17	7	10	3	1	2	20	8	12
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府							1	1		1	1	
兵庫県	2		2	3	3					5	3	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県				2		2				2		2
島根県												
岡山県												
広島県				3	3					3	3	
山口県				4	1	3				4	1	3
徳島県												
香川県	1		1	1	1					2	1	1
愛媛県												
高知県												
福岡県				20	8	12	2	1	1	22	9	13
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				18	5	13	1		1	19	5	14
大分県	1		1	2		2				3		3
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3		3				3		3
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				10	7	3				10	7	3
浜松市				5		5				5		5
名古屋市				14	13	1				14	13	1
京都市				11	5	6	1	1		12	6	6
大阪市												
堺市				5	5		1	1		6	6	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1		1	1	1					2	1	1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市				2	2					2	2	
宇都宮市												
前橋市				3	2	1	1		1	4	2	2
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市				5		5				5		5
金沢市												
福井市				2		2	1		1	3		3
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				4	3	1				4	3	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				22	5	17	2		2	24	5	19
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市				8	8		2	1	1	10	9	1
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市				8	8					8	8	
呉市												
福山市												
下関市				11	9	2				11	9	2
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				5		5				5		5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
那覇市												
合 計	25	13	12	674	357	317	43	15	28	742	385	357

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (4 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)
北海道	16	11		5	22	10	6	6	92	46	6	40
青森県	2			2	17	9	5	3	22	16	2	4
岩手県	4		2	2	16	6	3	7	16	8	4	4
宮城県	9	1		8	25	21		4	24	16		8
秋田県	3	1		2	8	6		2	36	14	2	20
山形県	7	2	2	3	7	2		5	16	4	2	10
福島県	12	1		11	28	21		7	39	21	1	17
茨城県	30	19		11	57	39	5	13	57	38	3	16
栃木県	11	8		3	29	9	2	18	24	18		6
群馬県	13	12		1	22	22			32	23	1	8
埼玉県	36	25		11	74	65		9	54	41		13
千葉県	45	27	1	17	64	41	4	19	50	31	4	15
東京都	112	53	8	51	36	13	1	22	30	21	2	7
神奈川県	33	13	6	14	25	19	5	1	13	5	5	3
新潟県	7	5		2	45	35		10	44	23	3	18
富山県	6	1		5	10	4		6	14	5		9
石川県					14	10		4	21	18		3
福井県					10	10			21	9	7	5
山梨県	3			3	14	8		6	13	9		4
長野県	7	7			23	13		10	40	21	2	17
岐阜県	2	2			29	12	4	13	46	23	6	17
静岡県	29	8	9	12	43	19	12	12	54	32	12	10
愛知県	46	23	4	19	43	34	1	8	57	44	2	11
三重県	21	8	2	11	27	18	2	7	39	15	13	11
滋賀県	4	1		3	19	13		6	33	15	1	17
京都府	3			3	17	9	4	4	27	18	2	7
大阪府	25	15	1	9	30	20	4	6	21	17		4
兵庫県	14	6		8	26	21	2	3	46	26	4	16
奈良県	6	4		2	18	10		8	34	29		5
和歌山県					11	5	2	4	23	13	2	8
鳥取県	3	3			4		3	1	20	17		3
島根県	3			3	3	1		2	18	9	4	5
岡山県	4	3		1	11	6		5	26	17	2	7
広島県	5	3		2	21	14		7	30	22	2	6
山口県	12	7		5	14	6	1	7	38	23	4	11
徳島県	1			1	19	14		5	38	22	5	11
香川県	5	4		1	6	3	1	2	20	14	1	5
愛媛県	15	6	1	8	21	8	5	8	34	25	4	5
高知県					11	3	2	6	18	10	4	4
福岡県	12	4		8	26	19	2	5	36	25	2	9
佐賀県	6			6	8	5		3	24	11	3	10
長崎県	5	3	1	1	12	2	10		37	7	9	21
熊本県	1	1			23	13		10	33	17		16
大分県	2			2	10	8		2	14	13		1
宮崎県	7	1	1	5	6	6			13	8	1	4
鹿児島県					20	12	2	6	45	29		16
沖縄県	9		2	7	15		12	3	29		7	22

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に
おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)
札幌市	9	4	3	2	5	4	1		3		1	2
仙台市	11	6		5	3	2		1	2	1		1
さいたま市	11	11							3	3		
千葉市	11	5	2	4	4	3		1	5	2		3
横浜市	26	15	4	7	5	3	1	1	3	2		1
川崎市	21	9		12	6	3	3		13	9		4
相模原市	7	4		3	1	1			8	8		
新潟市	9	5		4	7	1	4	2	12	7	1	4
静岡市	6		4	2	4		1	3	7		6	1
浜松市	7	3		4	6	4	1	1	6	5		1
名古屋市	19	9		10	2	2			2			2
京都市	11	3	2	6	4	2		2	4		2	2
大阪市	18	8	3	7	6	5		1	9	6	2	1
堺市	13	7		6	2			2	4	1		3
神戸市	11	6		5	3	2		1	2	2		
岡山市	8	4	3	1	1	1			24	21		3
広島市	9	4		5	4	2		2	16	7	1	8
北九州市	16	12		4	3	1		2	12	3		9
福岡市	10	6		4	4	3		1	2	2		
熊本市	4	2		2					6	5		1
函館市	3	1		2	1			1	3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	5	1	2	2					1	1		
八戸市	7	4	1	2	2			2	4	2		2
盛岡市	3	3			3	2		1	4	3		1
秋田市	3		2	1	3		1	2	5	4		1
山形市	1			1	1			1	1	1		
福島市	4	2	2									
郡山市	4	4			1	1			1	1		
いわき市	13	7	3	3	4	1	2	1	6	5		1
宇都宮市	6	2	3	1	5	3		2	5	2	1	2
前橋市	3	1		2	4	2		2	3	1		2
高崎市	3	3			2	1		1	5	3	2	
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1
川口市	5	2		3								
越谷市	4	4										
船橋市	11	5		6					1			1
柏市	5	3		2	3		3		2	1	1	
八王子市	5		5		3		2	1	3		3	
横須賀市	6	3		3	3	2		1	1	1		
富山市	4		1	3					9	7		2
金沢市	5	3		2	4	2		2	5	3		2
福井市	3	3			2	1		1	4	2	1	1
甲府市					2	1		1	1	1		
長野市	3			3	2	1		1	7	6		1
岐阜市	5	5			3	2	1		4	4		
豊橋市	3	1	2		6	2		4	3	1	1	1
岡崎市	7	5		2					4	4		
豊田市	3			3	3	1		2	3	2		1
大津市					9	4		5	3	2		1
豊中市	4			4	2		1	1				
吹田市	2			2	2			2				
高槻市	3	2		1	2	1	1		2	2		
枚方市	4	2		2	2			2	3		1	2
八尾市	2	2							1	1		
寝屋川市	2			2					3		3	
東大阪市	7	3		4	4	2		2				
姫路市	12	4		8	11	5		6	4	2		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	4	3		1
明石市	3	3			2	2						
西宮市	5	5			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	7	6		1	4	3		1	11	9		2
鳥取市	4	2		2	2	1		1	4	2		2
松江市					5		1	4				
倉敷市	8	5		3	6	4		2	13	11	1	1
呉市	4			4					5	2		3
福山市	4			4	6	5		1	6	6		
下関市	2			2					6	6		
高松市	5	2		3					5	3		2
松山市	6	3		3	3	2	1		9	3		6
高知市	3		3		1	1			3	1		2
久留米市	3	3			2			2	3	2		1
長崎市	4	2		2					1	1		
佐世保市	4	2	2		3			3	5	3		2
大分市	9	5	1	3	2	1		1	8	6		2
宮崎市	3			3	1	1			1			1
鹿児島市	6	2		4	3		2	1	12	5		7
那覇市												
合 計	1088	535	89	464	1247	742	127	378	1859	1106	161	592

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (5 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一	
			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)			法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)
北海道	64	21	4	39	14	8	2	4	8	4	1	3
青森県	43	11	1	31	5	3		2	7	3	2	2
岩手県	69	27	3	39	6	2		4	3		1	2
宮城県	48	5		43	10	4		6	4	4		
秋田県	15	6		9	2	1		1	5	5		
山形県	55	15		40	3	1		2	5	2		3
福島県	10	6		4	12	5		7	5	4		1
茨城県	148	48	5	95	21	12		9	8	4	1	3
栃木県	61	22	2	37	18	7	1	10	4	3		1
群馬県	23	11		12	9	1		8	2			2
埼玉県	16	11	1	4	35	11		24	7	3		4
千葉県	71	21		50	19	9		10	11	5		6
東京都	35	21		14	39	17		22	13	6		7
神奈川県	27	7	10	10	9	4	1	4				
新潟県	51	16	2	33	19	9	1	9	19	13	2	4
富山県	20	8		12	6	5		1	3	2		1
石川県	32	13		19	3	3						
福井県	22	17	1	4	4	3	1		3	2		1
山梨県	15	5		10	5	4		1	5	3		2
長野県	39	23		16	6	3		3	4	2		2
岐阜県	55	48	1	6	26	22		4	4	2	2	
静岡県	72	33	6	33	20	11	1	8	17	8		9
愛知県	34	14	2	18	20	9	1	10	4	2		2
三重県	65	34		31	13	6		7	6	3		3
滋賀県	25	14		11	4	4			5	4		1
京都府	27	10		17	4	3		1				
大阪府	12	8		4	6	5		1	3	1		2
兵庫県	85	50		35	19	11		8	3	3		
奈良県	90	36		54	13	5		8	3	2		1
和歌山県	29	11		18	7	5		2	5	3		2
鳥取県	18	7		11					1	1		
島根県	21	7		14	2			2	3	1		2
岡山県	60	13	2	45	3	2		1	2	1		1
広島県	34	19		15	20	7		13	7	5		2
山口県	40	22		18	10	9		1	8	5		3
徳島県	48	22		26	7	7			2	1		1
香川県	56	18		38	10	8		2	2	2		
愛媛県	51	11	3	37	15	9	1	5	8	4		4
高知県	58	28		30	6	3		3	2	1		1
福岡県	71	35		36	25	24		1	7	7		
佐賀県	29	16	1	12	4	3		1	4	1		3
長崎県	19	8	9	2	4	3	1					
熊本県	36	7		29	4	2		2	5	3		2
大分県	13	5	1	7	7	6		1	2	2		
宮崎県	28	7		21	1	1						
鹿児島県	71	32		39	8	3		5	5	5		
沖縄県	23	1	2	20	8	1		7	4	1		3

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)		別表第一 第二(a) 注1)		R 1 年度 未施設数 (a+b+c)		別表第一 第二(a) 注1)		R 1 年度 未施設数 (a+b+c)		別表第一 第二(a) 注1)	
	法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)
札幌市	3	1		2					2	2		
仙台市	8	5		3	1			1				
さいたま市	2	2			4	4			2	2		
千葉市	10	4		6	4	3		1	1			1
横浜市	9	7		2	13	12		1	3	3		
川崎市	1	1			3			3	2	2		
相模原市	2	2			2	1		1				
新潟市	11	4		7	5	4		1	2	1	1	
静岡市	15	9		6	7	3		4	3	2		1
浜松市	14	10		4					1	1		
名古屋市	8	6		2	3	2		1	2			2
京都市	15	11		4	10	9		1	3	3		
大阪市	3	1		2	4	3		1				
堺市	7	3		4	2	2						
神戸市	10	5		5	1			1				
岡山市	7	2		5	2	2			1			1
広島市	8	6		2	1	1			1			1
北九州市	7	5		2								
福岡市	3			3								
熊本市	7	4		3					1	1		
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					1			1
青森市	10			10	4			4	1			1
八戸市	5	2		3	3	2		1	1	1		
盛岡市	6	4		2	1	1			1			1
秋田市	3	1	1	1								
山形市	3			3	1			1				
福島市	4	1	3		2		2		1	1		
郡山市	4	3		1	3	2		1				
いわき市	1			1	1			1				
宇都宮市	5			5	1	1						
前橋市	11	3		8	3	1		2	1			1
高崎市	4	1		3	5	1		4	1			1
川越市	1	1			1			1				
川口市					2			2				
越谷市	1			1	3			3	1			1
船橋市	2	1		1	3	2		1				
柏市	1			1	2		2					
八王子市	6	2		4	2	2			3			3
横須賀市	2			2								
富山市	14	5		9	4	1		3	1	1		
金沢市	8	5		3	4	2		2				
福井市	6	1		5	1	1			2	1		1
甲府市					1	1						
長野市	3			3								
岐阜市	6	3		3	4	4			1	1		
豊橋市	3	1		2								
岡崎市	3	3			5	4		1				
豊田市	1	1			1			1				
大津市	4	2		2								
豊中市					1		1					
吹田市	1			1					1	1		
高槻市	3	1	1	1								
枚方市	2	1		1	1	1						
八尾市									1	1		
寝屋川市												
東大阪市	2	2			2	2						
姫路市	8	6		2	2			2				
尼崎市	1	1			2	2						
明石市	1	1			1	1						
西宮市									1	1		
奈良市	13	8		5	3	2		1	2	1		1
和歌山市	8	7		1	1			1	3	2		1
鳥取市	12	6		6	4	4						
松江市					1	1						
倉敷市	5	4		1	2	1		1				
呉市	6	4		2	1			1				
福山市	25	18		7	1	1						
下関市	5	2		3					1	1		
高松市	9	5		4								
松山市	10	6		4	1	1						
高知市	13	4		9	2	1		1				
久留米市	4	1		3	2	2						
長崎市	3	1		2	4	4						
佐世保市	3	1		2					1	1		
大分市	5			5								
宮崎市	9	4		5	1			1				
鹿児島市	10	5		5	3	2		1				
那覇市												
合 計	2466	1049	61	1356	665	377	15	273	277	163	10	104

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (6 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	別表第一 第二(a) 附則別表 第二(1) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	別表第一 第二(a) 附則別表 第二(1) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
北海道	216	100	19	97	235	104	19	112
青森県	96	42	10	44	96	42	10	44
岩手県	114	43	13	58	114	43	13	58
宮城県	120	51		69	123	54		69
秋田県	69	33	2	34	69	33	2	34
山形県	93	26	4	63	93	26	4	63
福島県	106	58	1	47	135	82	1	52
茨城県	321	160	14	147	360	188	14	158
栃木県	147	67	5	75	202	102	5	95
群馬県	101	69	1	31	117	75	1	41
埼玉県	222	156	1	65	257	172	2	83
千葉県	260	134	9	117	267	138	9	120
東京都	265	131	11	123	266	132	11	123
神奈川県	107	48	27	32	108	49	27	32
新潟県	185	101	8	76	199	107	8	84
富山県	59	25		34	100	54		46
石川県	70	44		26	71	45		26
福井県	60	41	9	10	68	49	9	10
山梨県	55	29		26	57	31		26
長野県	119	69	2	48	135	74	2	59
岐阜県	162	109	13	40	165	110	13	42
静岡県	235	111	40	84	313	153	40	120
愛知県	204	126	10	68	350	187	10	153
三重県	171	84	17	70	203	103	17	83
滋賀県	90	51	1	38	110	59	1	50
京都府	78	40	6	32	82	42	6	34
大阪府	97	66	5	26	99	67	5	27
兵庫県	193	117	6	70	200	122	6	72
奈良県	164	86		78	164	86		78
和歌山県	75	37	4	34	75	37	4	34
鳥取県	46	28	3	15	48	28	3	17
島根県	50	18	4	28	54	22	4	28
岡山県	106	42	4	60	106	42	4	60
広島県	117	70	2	45	120	73	2	45
山口県	122	72	5	45	136	80	5	51
徳島県	115	66	5	44	115	66	5	44
香川県	99	49	2	48	101	50	2	49
愛媛県	144	63	14	67	147	66	14	67
高知県	95	45	6	44	95	45	6	44
福岡県	177	114	4	59	202	125	4	73
佐賀県	75	36	4	35	80	39	4	37
長崎県	77	23	30	24	78	24	30	24
熊本県	102	43		59	122	49		73
大分県	48	34	1	13	51	34	1	16
宮崎県	55	23	2	30	56	24	2	30
鹿児島県	149	81	2	66	149	81	2	66
沖縄県	88	3	23	62	89	3	24	62

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (6b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	R 1 年度 未施設数 (a+b+c) 注 1)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注 3)	R 1 年度 未施設数 (a+b+c) 注 1)	附則別表 第二(a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注 3)
札幌市	22	11	5	6	23	12	5	6
仙台市	25	14		11	26	14		12
さいたま市	22	22			22	22		
千葉市	35	17	2	16	37	18	2	17
横浜市	59	42	5	12	62	42	5	15
川崎市	46	24	3	19	51	29	3	19
相模原市	20	16		4	20	16		4
新潟市	46	22	6	18	46	22	6	18
静岡市	42	14	11	17	52	21	11	20
浜松市	34	23	1	10	39	23	1	15
名古屋市	36	19		17	51	33		18
京都市	47	28	4	15	59	34	4	21
大阪市	40	23	5	12	47	30	5	12
堺市	28	13		15	39	24		15
神戸市	27	15		12	27	15		12
岡山市	43	30	3	10	43	30	3	10
広島市	39	20	1	18	42	22	1	19
北九州市	38	21		17	47	27		20
福岡市	19	11		8	19	11		8
熊本市	18	12		6	18	12		6
函館市	10	5		5	10	5		5
旭川市	10	5		5	10	5		5
青森市	21	2	2	17	21	2	2	17
八戸市	22	11	1	10	25	12	1	12
盛岡市	18	13		5	18	13		5
秋田市	14	5	4	5	14	5	4	5
山形市	7	1		6	7	1		6
福島市	11	4	7		11	4	7	
郡山市	13	11		2	13	11		2
いわき市	25	13	5	7	31	19	5	7
宇都宮市	22	8	4	10	23	9	4	10
前橋市	25	8		17	29	10		19
高崎市	20	9	2	9	20	9	2	9
川越市	9	4	1	4	10	5	1	4
川口市	7	2		5	8	3		5
越谷市	9	4		5	9	4		5
船橋市	17	8		9	18	9		9
柏市	13	4	6	3	13	4	6	3
八王子市	22	4	10	8	22	4	10	8
横須賀市	12	6		6	12	6		6
富山市	32	14	1	17	38	15	1	22
金沢市	26	15		11	26	15		11
福井市	18	9	1	8	21	9	1	11
甲府市	4	3		1	4	3		1
長野市	15	7		8	15	7		8
岐阜市	23	19	1	3	25	21	1	3
豊橋市	15	5	3	7	20	8	3	9
岡崎市	19	16		3	21	17		4
豊田市	11	4		7	35	9		26
大津市	16	8		8	16	8		8
豊中市	7		2	5	7		2	5
吹田市	6	1		5	6	1		5
高槻市	10	6	2	2	10	6	2	2
枚方市	12	4	1	7	13	5	1	7
八尾市	4	4			14	13		1
寝屋川市	5		3	2	5		3	2
東大阪市	15	9		6	15	9		6
姫路市	37	17		20	70	39		31
尼崎市	17	10	1	6	17	10	1	6
明石市	7	7			7	7		
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	26	19		7	27	19		8
和歌山市	34	27		7	39	31		8
鳥取市	26	15		11	26	15		11
松江市	6	1	1	4	6	1	1	4
倉敷市	34	25	1	8	49	40	1	8
呉市	16	6		10	18	8		10
福山市	42	30		12	46	33		13
下関市	14	9		5	25	18		7
高松市	19	10		9	20	11		9
松山市	29	15	1	13	29	15	1	13
高知市	22	7	3	12	22	7	3	12
久留米市	14	8		6	19	8		11
長崎市	12	8		4	12	8		4
佐世保市	16	7	2	7	16	7	2	7
大分市	24	12	1	11	26	14	1	11
宮崎市	15	5		10	15	5		10
鹿児島市	34	14	2	18	35	15	2	18
那覇市								
合 計	7602	3972	463	3167	8499	4479	465	3555

注 1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 4) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表 I - 1 2 (7 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉄山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉				車輪回収施設					
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一		R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
						法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)						
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉				重鉛回収施設					
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一		R 1 年度 末施設数 (a+c)	焙焼炉		焼結炉		
						法施行前 設置 (b) 注 2)	法施行後 設置 (c) 注 3)		附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
八戸市													
盛岡市													
秋田市													
山形市													
福島市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
川口市													
越谷市													
船橋市													
柏市													
八王子市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
福井市													
甲府市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
吹田市													
高槻市													
枚方市													
八尾市													
寝屋川市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
明石市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
鳥取市													
松江市													
倉敷市													
呉市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
佐世保市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
那覇市													
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表 I - 1 2 (8 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (8 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表 I - 1 2 (9 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小 計		
	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (9 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設								
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉		
	R 1 年度 末施設数 (a+c) (注1)	附則別表 第二(a) (注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c) (注1)	附則別表 第二(a) (注1)	別表第一 (c)	R 1 年度 末施設数 (a+c) (注1)	附則別表 第二(a) (注1)	別表第一 (c)
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
八戸市									
盛岡市									
秋田市									
山形市									
福島市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
川口市									
越谷市									
船橋市									
柏市									
八王子市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
福井市									
甲府市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
吹田市									
高槻市									
枚方市									
八尾市									
寝屋川市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
明石市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
鳥取市									
松江市									
倉敷市									
呉市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
佐世保市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
那覇市									
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅰ－１２（１０ａ） 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(h) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(h) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(h) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	R 1 年度 末施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(h) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1						
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府	1	1														
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県									1	1						
香川県																
愛媛県	3	3														
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									1	1						

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (1 0 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	法施行後 設置(c) 注3)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市	2	2										
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	8	8	0	0	0	0	0	0	3	2	1	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅰ－１２（１１a） 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	廃棄物焼却炉										合 計					
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小 計				R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)
	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(h) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(b) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二(a) 注1)	別表第一 法施行前 設置(h) 注2)	別表第一 法施行後 設置(c) 注3)				
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1				1	1	
茨城県																
栃木県									2	2				2	2	
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府									1	1				1	1	
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県									1	1				1	1	
香川県																
愛媛県									3	3				3	3	
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									1		1			1		1

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に

おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 2 (1 1 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉								合 計								
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小 計				R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置 (b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置 (c) 注 3)	
	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置 (b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置 (c) 注 3)	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置 (b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置 (c) 注 3)	R 1 年度 未施設数 (a+b+c)	附則別表 第二 (a) 注 1)	別表第一 法施行前 設置 (b) 注 2)	別表第一 法施行後 設置 (c) 注 3)					
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市																	
横浜市																	
川崎市																	
相模原市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
岡山市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
熊本市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
八戸市																	
盛岡市																	
秋田市																	
山形市																	
福島市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
前橋市																	
高崎市																	
川越市																	
川口市																	
越谷市																	
船橋市																	
柏市																	
八王子市																	
横須賀市																	
富山市																	
金沢市																	
福井市																	
甲府市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
大津市																	
豊中市																	
吹田市																	
高槻市																	
枚方市																	
八尾市																	
寝屋川市																	
東大阪市																	
姫路市																	
尼崎市																	
明石市																	
西宮市																	
奈良市																	
和歌山市																	
鳥取市																	
松江市																	
倉敷市									2	2				2	2		
呉市																	
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
久留米市																	
長崎市																	
佐世保市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
那覇市																	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	11	10	1	0	11	10	1	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表 I - 1 3 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 3 1 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	2	0
法第 3 5 条第 3 項に基づく要請件数	0	0
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求等件数	0	0

表 I - 1 4 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成 3 1 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 ^{注 1)}	174	64
法第 1 8 条に基づく届出件数 ^{注 2)}	622	327
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 ^{注 3)}	—	18
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 ^{注 4)}	—	15

注 1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注 2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注 3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注 4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 5 適用除外等の状況
(大気関係・水質関係―都道府県別)

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県	2					
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

(大気関係・水質関係―政令市別)

	大気基準適用施設			水質基準対象施設		
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第35条第3項に基づく要請件数	法第36条第2項に基づく要求等件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	2	0	0	0	0	0

表 I - 1 6 (1 a) その他の届出等の状況
(大気関係・水質関係／法・瀬戸内海法別－都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
北海道	5	14	1	7		
青森県		8		4		
岩手県	1	4				
宮城県	1	18				
秋田県	2	18		1		
山形県	2	4				
福島県	4	9	1	7		
茨城県	7	15		3		
栃木県	2	17		2		
群馬県						
埼玉県	1	16	2	7		
千葉県	5	22	2	3		
東京都	10	106	4	154		
神奈川県	1	3				
新潟県	6	6	3	1		
富山県	7	7	2	1		
石川県		1				
福井県	1	1				
山梨県	3	5	2			
長野県				1		
岐阜県	5	2				
静岡県	10	18	5	3		
愛知県	8	22	3	8		
三重県	5	18		6		
滋賀県	4		1			
京都府	2	4				
大阪府	3	3	1	2		2
兵庫県	11	8		4	1	
奈良県		2				
和歌山県	4	2	2			
鳥取県	1	2		1		
島根県		4		2		
岡山県	1	4				
広島県		11				4
山口県	1	11		2	2	1
徳島県	2	12				
香川県	1	5		1	1	1
愛媛県	4	18				
高知県		2				
福岡県		14	4			
佐賀県		3				
長崎県	1	3				
熊本県	2	10		3		
大分県						
宮崎県	5	2		2		
鹿児島県		3				
沖縄県	2					

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 I - 16 (1b) その他の届出等の状況
(大気関係・水質関係／法・瀬戸内海法別－政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 ^{注3)} その他	9条変更 ^{注2)}
札幌市		2				
仙台市	3	3	1			
さいたま市						
千葉市	1	2				
横浜市	2	4		1		
川崎市		3				
相模原市		2				
新潟市	1	2		3		
静岡市	1		1			
浜松市	6	1	1			
名古屋市						
京都市	3	10		6		
大阪市		36		47	2	2
堺市		4				
神戸市	1	1				
岡山市	1	3				
広島市		3				
北九州市	4		1			
福岡市		3		4		
熊本市						
函館市		2				
旭川市		1		1		
青森市						
八戸市	3	1	2			
盛岡市		3				
秋田市		1		1		
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市	1	13	14	8		
宇都宮市		1		1		
前橋市		4		2		
高崎市		3		2		
川越市						
川口市						
越谷市	4					
船橋市						
柏市						
八王子市			1	1		
横須賀市		1		1		
富山市		2		1		
金沢市						
福井市		3		5		
甲府市		1		1		
長野市						
岐阜市	1	6	2	5		
豊橋市						
岡崎市		3				
豊田市	2	3				
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市	1	1	3	1		
枚方市			2			
八尾市		2		4		
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市		7		4	10	2
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市					1	
鳥取市	2	3		1		
松江市	3		3			
倉敷市		13			1	3
呉市	1	1				
福山市	1	5		2		
下関市	2	1				
高松市						
松山市						
高知市		2				
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市		3				
那覇市						
合 計	174	622	64	327	18	15

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。
注4) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－１ 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

(平成３１年４月１日～令和２年３月３１日)

	大気関係	水質関係
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	58	4
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	3,699	790
法第３４条第１項の立入検査に伴う測定件数	384	107

表Ⅱ－２（１） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

(平成３１年４月１日～令和２年３月３１日)

	件数	大気関係				
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}				
		設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	6	6	1	5	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	6	5	1	4	1	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
口頭指導件数 ^{注1)}	570	46	40	6	431	93
文書指導件数 ^{注1)}	553	30	25	5	462	61
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－２（２） 命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

（平成３１年４月１日～令和２年３月３１日）

	件数	水質関係				
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}				
		設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	1	1	0	1	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	1	1	0	1	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	155	1	0	1	151	3
文書指導件数 ^{注1)}	29	0	0	0	20	9
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注１）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注２）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注３）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表Ⅱ－３ 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）^{注１）注２）}

（平成３１年４月１日～令和２年３月３１日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注３）}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注３）}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		52 ^{注４）}	39	13	1 ^{注５）}	0	1
措置状況 ^{注６）}	口頭指導件数	46	40	6	1	0	1
	文書指導件数	30	25	5	0	0	0
	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	6	1	5	1	0	1
	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	5	1	4	1	0	1
	法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	13	2	11	1	0	1
	その他	27 ^{注７）}	15	12	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	19	14	5	1	0	1
	対策実施中	17	12	5	0	0	0
	廃止	10	8	2	0	0	0
	未対応	6	5	1	0	0	0

注１）都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において令和元年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。なお同一案件に係る複数回にわたる超過は１件と見なす。

注２）平成３０年度以前に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、令和元年度に執られた措置は含まない。
また令和元年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対して、令和２年度に執られた措置は含まない。

注３）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注４）アルミニウム合金製造用焙焼炉１件、アルミニウム合金製造用溶解炉２件、廃棄物焼却炉４９件。

注５）２，３-ジクロロ-１，４-ナフトキノン製造施設１件。

注６）表Ⅱ－１及び表Ⅱ－２に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注７）全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４ 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

アルミニウム合金製造用焙焼炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
1.4	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.27ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	大分県

アルミニウム合金製造用溶解炉 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
2.0	1	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.049ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	三重県
3.0	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.32ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	三重県

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
3.2	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.85ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	茨城県

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
4.8	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.26ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	鹿児島県
12	1	行政	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	横浜市
2.3	1	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.28ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	豊橋市

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時未満) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
30	5	設置者	改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.6ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	新潟県
16	5	設置者	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下 (2.3ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	新潟県
5.2	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.21ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	愛知県
5.9	5	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	愛知県
7.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (1.2ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	福岡県

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
5.9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (0.35ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	秋田県
9.6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下 (4.1ng-TEQ/m ³) になっていることを確認。	山形県

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 新設（続き）

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
6.5	5	設置者	改善等を文書指導[廃棄物処理法に基づく措置]。R2. 1. 31施設使用廃止届出。	埼玉県
11	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	埼玉県
15	5	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	埼玉県
13	5	設置者	改善等を口頭指導。R1. 10. 11施設使用廃止届出。	東京都
6.0	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.0047ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	東京都
7.3	5	設置者	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。R1. 10. 10施設使用廃止届出。	新潟県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.019ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	新潟県
5.9	5	設置者	改善等を文書指導。R2. 2. 14施設使用廃止届出。	愛知県
6.5	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.16ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	奈良県
20	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値（4.9ng-TEQ/m ³ ）以下になっていることを確認。	岡山県
7.7	5	行政	改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.2ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	広島県
8.1	5	設置者	改善等を口頭指導。R2. 3. 6施設使用廃止届出。	徳島県
11	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	福岡県
65	5	行政	改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.30 ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	宮崎県
14	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善対策実施中。	宮崎県
7.6	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.011ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	千葉市
7.9	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡市
30	5	設置者	改善等を口頭指導。施設使用停止継続中。	青森市
19	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（4.8ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	青森市
26	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	福井市
8.1	5	設置者	改善等を文書指導。R1. 10. 23施設使用廃止届出。	姫路市
5.8	5	行政	改善等を口頭指導[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.9ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	久留米市
8.8	5	行政	改善等を口頭指導及び文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.0006ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	久留米市
6.3	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.6ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	鹿児島市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³)	基準値 (ng-TEQ/m ³)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2) 注3)}	自治体
13	10	行政	改善等を文書指導。R1. 12. 12施設使用廃止届出。	北海道
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.6ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	青森県
22	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.17ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	群馬県
31	10	行政	改善等を口頭指導。R1. 10. 23施設使用廃止届出。	埼玉県
21	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.9ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	千葉県
11	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（5.0ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	福井県
14	10	設置者	改善等を口頭指導。R1. 7. 10施設使用廃止届出。	岐阜県
19	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（4.7ng-TEQ/m ³ ）となっていることを確認。	静岡県
25	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（0.70ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	愛知県
32	10	行政	改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	滋賀県
17	10	設置者	改善等を口頭指導。R2. 3. 11施設使用廃止届出。	徳島県
20	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（2.1ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	徳島県
15	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下（1.9ng-TEQ/m ³ ）になっていることを確認。	佐賀県
11	10	行政	改善等を口頭指導及び文書指導。R2. 4. 15施設使用廃止届出。	さいたま市

注1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

注3) 令和2年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－５ 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注１）}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注２）}	自治体
23	10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフキノン 製造施設	行政	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下（0.63pg-TEQ/L）であることを確認。	福島県

注１）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても１件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注２）令和２年度に執られた措置及び措置後の状況を含む場合がある。

表Ⅱ－６（１） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

（政令市別）

	法第３４条第１ 項に基づく報告 徴収件数	法第３４条第１ 項に基づく立入 検査件数	法第３４条第１ 項の立入検査に 伴う測定件数
北海道	8	48	12
青森県		60	7
岩手県	1	7	5
宮城県		11	11
秋田県		81	9
山形県		81	13
福島県		22	11
茨城県		33	
栃木県	1	37	
群馬県		34	
埼玉県	1	169	17
千葉県		174	12
東京都		64	6
神奈川県		42	
新潟県	10	41	4
富山県			
石川県		24	
福井県	1	40	6
山梨県		32	3
長野県		262	5
岐阜県		91	3
静岡県		90	6
愛知県		463	8
三重県	1	92	2
滋賀県		5	5
京都府		17	4
大阪府	6	42	3
兵庫県		32	1
奈良県		19	
和歌山県		6	
鳥取県		50	4
島根県		17	3
岡山県		23	
広島県		42	7
山口県		2	1
徳島県		68	2
香川県		105	4
愛媛県			
高知県			
福岡県	3	397	1
佐賀県		32	
長崎県		260	
熊本県		17	1
大分県	2	8	
宮崎県		34	34
鹿児島県			7
沖縄県	1	1	

	法第３４条第１ 項に基づく報告 徴収件数	法第３４条第１ 項に基づく立入 検査件数	法第３４条第１ 項の立入検査に 伴う測定件数
札幌市		12	
仙台市	7	14	7
さいたま市		14	4
千葉市		2	2
横浜市	2	10	6
川崎市		7	7
相模原市		12	7
新潟市		4	4
静岡市		8	2
浜松市		6	
名古屋市		22	6
京都市	3	6	6
大阪市		63	
堺市		7	10
神戸市		1	1
岡山市			
広島市		2	1
北九州市		20	4
福岡市		5	
熊本市			
函館市		5	
旭川市		1	1
青森市		8	
八戸市		14	1
盛岡市			
秋田市		2	1
山形市	1	7	2
福島市		1	1
郡山市		2	2
いわき市		1	1
宇都宮市		3	3
前橋市			
高崎市		3	
川越市		10	9
川口市		5	
越谷市		5	2
船橋市			5
柏市			
八王子市		1	
横須賀市		4	
富山市		3	2
金沢市			
福井市		27	6
甲府市		1	1
長野市			
岐阜市		22	
豊橋市		5	5
岡崎市		2	2
豊田市		16	2
大津市			
豊中市			
吹田市	3	3	
高槻市		8	1
枚方市			1
八尾市		5	1
寝屋川市		2	
東大阪市		3	4
姫路市		29	
尼崎市			
明石市		2	2
西宮市			
奈良市		2	
和歌山市		4	4
鳥取市		14	3
松江市		2	1
倉敷市		26	8
呉市			
福山市		20	3
下関市			
高松市		1	1
松山市			
高知市			
久留米市		10	1
長崎市	7	1	1
佐世保市		2	2
大分市		6	
宮崎市		5	5
鹿児島市		16	16
那覇市			
合 計	58	3699	384

表Ⅱ－６（２a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条 に基づく計 画変更命令 件数	法第15条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第16条 に基づく計 画変更命令 件数	法第16条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 (注2)	その他
						基準超過判明の端緒(注1)	設置者による行政			
							測定			
北海道					1	1		1		
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県					1	1		1		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県					1	1	1			
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県					1	1		1		
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県					1	1		1		
鹿児島県										
沖縄県										

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（２b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第１５条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１５条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第１６条 に基づく計 画変更命令 件数	法第１６条 に基づく計 画廃止命令 件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による 測定結果未報 告施設への措 置状況 ^{注２）}	その他
						基準超過判明の端緒 ^{注１）}	設置者によ る測定	行政 による測定		
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
八戸市										
盛岡市										
秋田市										
山形市										
福島市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
川口市										
越谷市										
船橋市										
柏市										
八王子市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
福井市										
甲府市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市					1	1		1		
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
吹田市										
高槻市										
枚方市										
八尾市										
寝屋川市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
明石市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
鳥取市										
松江市										
倉敷市										
呉市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
佐世保市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
那覇市										
合 計	0	0	0	0	6	6	1	5	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに

措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－６（３a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過施設への措置状況				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他	法第23条第3項に基づく措置命令件数
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
			設置者による測定	行政				
北海道	2	1			1	1		
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県	1	1		1				
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県	1	1			1			
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県	1	1			1			
鹿児島県								
沖縄県								

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（３b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数					法第 2 3 条 第 3 項に基 づく措置命 令件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注 1)}		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注 2)}	その他	
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市	1	1		1		
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	6	5	1	4	1	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに

措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－６（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定 結果未報告施設への 措置状況 ^{注2）}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}	設置者による測定			
			行政			
北海道	2				2	
青森県	2				1	
岩手県	2				2	
宮城県	1				1	
秋田県	4	1	1		3	
山形県	21	2	2		5	1
福島県	3				2	
茨城県	3	1	1		2	
栃木県	8				8	
群馬県	3	1	1		2	
埼玉県	23	1		1	10	1
千葉県	7	1	1		1	
東京都	2	2	2			
神奈川県	1				1	
新潟県	26	14	14		4	
富山県						
石川県	10				10	
福井県	1	1	1			
山梨県	6					
長野県	2				2	
岐阜県	4	1	1		3	
静岡県	27				23	
愛知県	22				22	
三重県	14	2	1	1	5	
滋賀県						
京都府						
大阪府	4					
兵庫県	15				14	
奈良県	11	2	2		1	
和歌山県						
鳥取県	2				2	
島根県						
岡山県	3	1	1		2	
広島県	2				2	
山口県						
徳島県	45	4	4		38	
香川県						
愛媛県	3				3	
高知県						
福岡県	235	1	1		234	
佐賀県	1					
長崎県	4				2	
熊本県	5				5	
大分県	6	2	2			
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す
 注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（４b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

		法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}				設置者による測定 結果未報告施設への 措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
			設置者による測定	行政			
札幌市							
仙台市							
さいたま市	2	1			1		1
千葉市	1	1		1			
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市	5	1		1			4
浜松市							
名古屋市	1						1
京都市							
大阪市							
堺市	4						4
神戸市							
岡山市	5						5
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市	5	2		2			1
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市	5						
福島市							5
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市	1						1
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
福井市	1	1		1			
甲府市							
長野市							
岐阜市	5						
豊橋市							5
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市	1						1
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市	4	3			3		1
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	570	46		40	6	431	93

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注4）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－６（５a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{（注3）}	排出基準超過施設への措置状況				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{（注2）}	その他	罰則適用件数
		基準超過判明の端緒 ^{（注1）}	設置者による測定		行政			
北海道	2	1			1	1		
青森県	1	1		1				
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県	3	2		2		1		
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県	3	3		3				
千葉県	15	1		1			14	
東京都	25					25		
神奈川県	1					1		
新潟県	9	3		3		3	3	
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県	23					23		
長野県								
岐阜県								
静岡県	1	1		1				
愛知県	6	4		4		2		
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県	92					92		
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県	1	1		1				
広島県	1					1		
山口県	8					8		
徳島県	16	3		3		13		
香川県								
愛媛県	7					7		
高知県	82					82		
福岡県	49	2		2		47		
佐賀県	3	1		1		2		
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県	1	1		1				
沖縄県								

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す
 注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－６（５b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{（注3）}	排出基準超過施設への措置状況				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{（注2）}	その他	罰則適用件数
		基準超過判明の端緒 ^{（注1）}	設置者による測定		行政			
札幌市								
仙台市								
さいたま市	1	1				1		
千葉市	22						22	
横浜市	1	1				1		
川崎市								
相模原市								
新潟市	54						54	
静岡市	1	1		1				
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市	47						47	
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
山形市								
福島市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
川口市								
越谷市								
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
福井市								
甲府市								
長野市								
岐阜市	12							12
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
吹田市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市	1	1		1				
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市	20						20	
鳥取市	8						8	
松江市								
倉敷市	32							32
呉市								
福山市	3						3	
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市	1	1				1		
長崎市								
佐世保市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市	1	1				1		
那覇市								
合 計	553	30		25		5	462	61

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに

措置命令（法第２３条第３項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－７（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況

(都道府県別)

(政令市別)

	法第３４条第１項 に基づく報告徴収 件数	法第３４条第１項 に基づく立入検査 件数	法第３４条第１項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
北海道		15	4
青森県		30	
岩手県		5	
宮城県		2	1
秋田県		8	
山形県		5	
福島県		3	2
茨城県		4	
栃木県		5	
群馬県		3	
埼玉県		64	5
千葉県		12	14
東京都		65	5
神奈川県		22	
新潟県		9	2
富山県			
石川県		6	
福井県		7	2
山梨県		3	
長野県		17	
岐阜県		14	
静岡県		31	2
愛知県		54	4
三重県		11	
滋賀県			
京都府		1	
大阪府		16	5
兵庫県		18	
奈良県			
和歌山県		2	
鳥取県		13	1
島根県		8	
岡山県		14	
広島県		5	1
山口県		1	1
徳島県			
香川県		10	2
愛媛県			
高知県			
福岡県		160	1
佐賀県		8	
長崎県		9	
熊本県		1	
大分県			
宮崎県		10	4
鹿児島県			
沖縄県			

	法第３４条第１項 に基づく報告徴収 件数	法第３４条第１項 に基づく立入検査 件数	法第３４条第１項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）
札幌市		1	
仙台市			
さいたま市			
千葉市		2	2
横浜市		15	16
川崎市		2	2
相模原市			
新潟市		1	1
静岡市			
浜松市			
名古屋市		6	1
京都市			
大阪市			
堺市			
神戸市		8	
岡山市			
広島市		1	
北九州市		8	3
福岡市		4	
熊本市		2	
函館市		1	
旭川市		1	1
青森市		1	
八戸市		2	
盛岡市			
秋田市		1	1
山形市		4	
福島市			
郡山市		1	1
いわき市		1	1
宇都宮市			
前橋市			
高崎市		2	
川越市		1	1
川口市		1	
越谷市			
船橋市			
柏市			
八王子市		1	1
横須賀市		3	
富山市		3	7
金沢市			
福井市		10	
甲府市			
長野市			
岐阜市		4	
豊橋市			
岡崎市			
豊田市		1	
大津市			
豊中市			
吹田市			
高槻市		1	
枚方市			
八尾市			
寝屋川市		1	
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
明石市			
西宮市			
奈良市			
和歌山市		3	3
鳥取市		7	
松江市		2	
倉敷市		2	2
呉市			
福山市		7	
下関市			
高松市		1	1
松山市			
高知市			
久留米市			
長崎市	4		
佐世保市		1	1
大分市		4	4
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
那覇市			
合 計	4	790	107

表Ⅱ－７（２ａ） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第１５条に 基づく計画変 更命令件数	法第１５条に 基づく計画廃 止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{注２)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注１)}				
					設置者による 測定	行政		
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県			1	1		1		
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（２ｂ） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第１５条に 基づく計画変 更命令件数	法第１５条に 基づく計画廃 止命令件数	法第２２条第１項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況 ^{注２)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注１)}			
				設置者による 測定	行政		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	0	0	1	1	0	1	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅱ－７（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
			設置者による測定	行政		
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県	1	1			1	
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（３ｂ） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注２)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注１)}				
		設置者による測定	行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	1	1	0	1	0	

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－７（４a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に 基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に 基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結 果未報告事業場への 措置状況 ^{注2)}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
				設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に 基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に 基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結 果未報告事業場への 措置状況 ^{注2)}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
				設置者による測定	行政		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市							
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	0	0	0	0	0	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－７（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定		
北海道	1				
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	1		1	
茨城県	1				1
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県	1				
長野県					
岐阜県					
静岡県	1				1
愛知県	3				3
三重県	1				
滋賀県					
京都府					
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
福岡県	146			146	
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{（注３）}	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{（注２）}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{（注１）}				
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	155	1	0	1	151	3

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅱ－７（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2）}	その他	罰則適用件数
		基準超過判明の端緒 ^{注1）}					
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県	1				1		
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県	3				3		
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－７（６ｂ） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{（注3）}	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{（注2）}	その他	罰則適用件数
		基準超過判明の端緒 ^{（注1）}					
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	16				16		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
熊本市							
函館市							
旭川市							
青森市							
八戸市							
盛岡市							
秋田市							
山形市							
福島市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
高崎市							
川越市							
川口市							
越谷市							
船橋市							
柏市							
八王子市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
福井市							
甲府市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
吹田市							
高槻市							
枚方市							
八尾市							
寝屋川市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
明石市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
鳥取市							
松江市							
倉敷市	9					9	
呉市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
佐世保市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
那覇市							
合 計	29	0	0	0	20	9	

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注４）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅲ－１ 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注１）}

（平成３１年４月１日～令和２年３月３１日）

大気基準適用施設		報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注２）}		報告対象 施設数 a + b + c + d
					休 止 c	未測定 d	
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		26	—	—	5	0	31
製鋼用電気炉		85	—	—	7	1	93
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）		29	—	—	2	0	31
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）		633	—	—	72	29	734
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	962	22	3	78	38	1, 081
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1, 072	11	6	102	53	1, 233
	2 t/h未満 ^{注３）}	3, 355	59	6	1, 474	382	5, 217
	小計	5, 389	92	15	1, 654	473	7, 531
合計		6, 162	92	15	1, 740	503	8, 420

注１）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注２）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注３）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^２以上のもの。

表Ⅲ－２ 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・全国) 注１)

(平成３１年４月１日～令和２年３月３１日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		0	—	—	0
製鋼用電気炉		0	—	—	2
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	—	—	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)		4	—	—	12
廃 棄 物 焼 却 炉	４ｔ/ｈ以上	12	1	0	17
	２ｔ/ｈ以上 ～４ｔ/ｈ未満	6	2	0	17
	２ｔ/ｈ未満 ^{注２)}	44	18	1	180
	小計	62	21	1	214
合計		66	21	1	228

注１）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく
報告期限が到来する前に廃止届出がなされた施設を対象に、報告等の状況を計上。な
お、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新
設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの
１カ年毎を対象期間とした。

注２）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m²以上のもの。

表Ⅲ－３ 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）注１）注２）注３）

（平成３１年４月１日～令和２年３月３１日）

水質基準対象施設	報告 事業場数 a	未報告事業場数注４）		報告対象 事業場数 a＋b＋c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	23	1	2	26
カーバート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	3	0	3	6
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	4	0	0	4
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	3	0	1	4
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
ジオキシン・ダイオレートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	13	1	0	14
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	5	0	0	5
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	209	51	10	270
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	2	2
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	13	0	1	14
下水道終末処理施設	197	6	3	206
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	21	1	1	23
合計	499	60	23	582

注１）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第２８条第１項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注２）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に法第２８条第３項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止届出がなされた施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの１カ年毎を対象期間とした。

注３）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注４）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ１カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表Ⅲ－４ 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・全国) 注1)注2)注3)
(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバート法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	1
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルシ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキサジンハイドレートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	3	8
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	1
下水道終末処理施設	0	2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	3	13

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止届出がなされた事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（１ａ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	焙焼炉		
		休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)		報告 施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)
北海道	1			1	2			2			
青森県											
岩手県											
宮城県					2			2			
秋田県											
山形県											
福島県									2		2
茨城県	2			2	4			4	2		2
栃木県					2			2			
群馬県					1			1	1		1
埼玉県					3			3			
千葉県	3			3							
東京都					1			1			
神奈川県					1			1			
新潟県					3			3			
富山県					1			1			
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県	3			3	9	3		12			
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府					1			1			
兵庫県	1			1	1			1			
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県					2	1	1	4			
岡山県											
広島県											
山口県					7	3		10			
徳島県											
香川県											
愛媛県									2		2
高知県											
福岡県											
佐賀県					1			1			
長崎県											
熊本県					1			1			
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県					1			1			

注) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（１ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設				
	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	焙焼炉			
		休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)		報告 施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市					1			1				
仙台市					1			1				
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1			1	4			4				
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市					7			7				
堺市					5			5				
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1	2		3	4			4				
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市					1			1				
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市									1			1
宇都宮市					1			1				
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市					1			1				
越谷市												
船橋市					1			1				
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市					1			1				
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市					2			2				
豊橋市					1			1				
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市					1			1				
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市					5			5	1			1
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2			2				
鳥取市												
松江市												
倉敷市	3	1		4	3			3				
呉市	2			2								
福山市	3	1		4								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	26	5	0	31	85	7	1	93	9	0	0	

注 1）平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
 注 2）合計欄は、表 a（都道府県別）と表 b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（２a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉱炉				溶解炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県									1			1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1			1				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鋸炉				溶解炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1			1	1			1				
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市	1			1					2			2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	3	1		4								
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	5	1	0	6	2	0	0	2	4	0	0	

注１）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（３a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉			小 計			焙焼炉					
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2			2	1			1
茨城県					2			2	2	1		3
栃木県									3			3
群馬県					2			2	1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									5			5
愛知県					1			1	2	1		3
三重県									2			2
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1	1		2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県									1			1
愛媛県	1			1	3			3				
高知県												
福岡県	2			2	3			3				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県									1			1
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉			小 計			焙焼炉					
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市									1			1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市					2			2				
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市					4			4				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	6	1		7	10	2		12	2			2
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	9	1	0	10	29	2	0	31	22	3	0	25

注 1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注 2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（４ａ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設								
	溶解炉			乾燥炉			小 計		
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道	1	2	12	15			1	1	16
青森県									
岩手県									
宮城県	1			1				1	1
秋田県									
山形県									
福島県	17	7		24	2			2	27
茨城県	18	7		25	3			3	31
栃木県	39	6		45	2	1		3	51
群馬県	9	1		10	1	1		2	13
埼玉県	26	1	1	28	4			4	32
千葉県	3		1	4					4
東京都									
神奈川県									
新潟県	8	3		11					11
富山県	39	1		40					40
石川県	1			1					1
福井県	8			8					8
山梨県			1	1		1		1	2
長野県	13	1		14	2			2	16
岐阜県	1	2		3					3
静岡県	59	9		68	4			4	77
愛知県	117	3		120	4			4	127
三重県	21	3	5	29	1			1	32
滋賀県	17			17	3			3	20
京都府	4			4					4
大阪府						1		1	1
兵庫県	2		1	3					5
奈良県									
和歌山県									
鳥取県	2			2					2
島根県									
岡山県									
広島県	3			3					3
山口県	4			4					4
徳島県									
香川県	1			1					2
愛媛県									
高知県									
福岡県	17	1	2	20	1	1		2	22
佐賀県	1	2	1	4					4
長崎県	1			1					1
熊本県	14	4		18	1			1	19
大分県	2			2					3
宮崎県	1			1					1
鹿児島県									
沖縄県									

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小 計			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	4			4					4			4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	10			10					10			10
浜松市	4	1		5					4	1		5
名古屋市	13	1		14					13	1		14
京都市	7	1		8	1			1	8	1		9
大阪市												
堺市	5			5	1			1	6			6
神戸市												
岡山市												
広島市	2			2	1			1	3			3
北九州市	1			1					2			2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市	2			2					2			2
宇都宮市												
前橋市	3			3		1		1	3	1		4
高崎市												
川越市	1			1					1			1
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市	5			5					5			5
金沢市												
福井市	2			2	1			1	3			3
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	3	1		4					3	1		4
岡崎市	2			2					2			2
豊田市	20		2	22	1		1	2	21		3	24
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市	8			8	2			2	10			10
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市	9	5		14					11	5		16
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市		1		1						1		1
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市	8			8					8			8
呉市												
福山市												
下関市	10		1	11					10		1	11
高松市	1			1					1			1
松山市												
高知市												
久留米市	5			5					5			5
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市	1			1					1			1
那覇市												
合 計	576	63	27	666	35	6	2	43	633	72	29	734

注１）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（５a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	報告 施設数 (a)	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満					報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
		うちば いじん 等未測定 施設数 (b)	ばいじん等の み報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測定 施設数 (b)	ばいじん等の み報告 施設数 (c)	未報告 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)		
北海道	13				3	16	21				2	23
青森県	2					2	16			1		17
岩手県	4					4	14		2			16
宮城県	8			1		9	19			6		25
秋田県	3					3	8					8
山形県	6					6	6			1		7
福島県	7				1	8	25	1		1	3	29
茨城県	27			3		30	56	1		1		57
栃木県	11	1		2		13	25			1	2	28
群馬県	13					13	21			1		22
埼玉県	33			3		36	65			8	1	74
千葉県	40			2	3	45	50			3	12	65
東京都	85	19	1	9	13	108	23	3	3	2	8	36
神奈川県	28			3	2	33	21			4		25
新潟県	7					7	45	1				45
富山県	6					6	10					10
石川県							9			3		12
福井県							10					10
山梨県	3					3	14					14
長野県	7					7	17			2		19
岐阜県	2					2	27			2		29
静岡県	19			6	3	28	35			5	1	41
愛知県	40			2		42	41			1		42
三重県	20			3		23	16			8	3	27
滋賀県	3			1		4	19					19
京都府	3			1		4	13				4	17
大阪府	25					25	29			2		31
兵庫県	11			3		14	26					26
奈良県	6					6	17			1		18
和歌山県							11					11
鳥取県	3					3	4					4
島根県	3					3	2			1		3
岡山県	2				2	4	7		1		3	11
広島県	5					5	18			3		21
山口県	11			1		12	11					11
徳島県				1		1	17			2		19
香川県	5					5	5			1		6
愛媛県	15			3		18	21					21
高知県							10					10
福岡県	12					12	21			4	1	26
佐賀県	6					6	7			1		8
長崎県	5					5	8			4		12
熊本県	1					1	18			5		23
大分県	2					2	10					10
宮崎県	7					7	6					6
鹿児島県							19			1		20
沖縄県	9					9	15			1		16

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉									
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満				
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告 施設数 (c)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告 施設数 (c)	未測定 (d)
札幌市	9					9	5			5
仙台市	10					10	3			3
さいたま市	11					11				
千葉市	9				2	11	3		1	4
横浜市	22			4		26	3		1	1
川崎市	17	2	2			19	8	5		8
相模原市	7					7	1			1
新潟市	5				4	9	1		1	5
静岡市	6					6	2		2	4
浜松市	7					7	2		4	6
名古屋市	13			6		19	2			2
京都市	11					11	2			2
大阪市	18			2		20	6			6
堺市	9			4		13	2			2
神戸市	11					11	3			3
岡山市	8					8			1	1
広島市	7			2		9	2		2	4
北九州市	16					16	3			3
福岡市	10					10	4			4
熊本市	4					4				
函館市	3					3	1			1
旭川市	2					2	2			2
青森市	5					5				
八戸市	6			1		7	2			2
盛岡市	3					3	3			3
秋田市	3					3	3			3
山形市	1					1	1			1
福島市	4					4				
郡山市	4					4	1			1
いわき市	12			1		13	4		1	5
宇都宮市	6					6	2		1	2
前橋市	2					2	3			3
高崎市	3					3	2			2
川越市	2					2	3			3
川口市	5					5				
越谷市	3				1	4				
船橋市	7			4		11				
柏市	5					5	3			3
八王子市	4				1	5	1			2
横須賀市	3				3	6	2		1	3
富山市	4					4				
金沢市	5					5	4			4
福井市	4					4	2			2
甲府市						2	2			2
長野市	3					3	2			2
岐阜市	4			1		5	3			3
豊橋市	3					3	6			6
岡崎市	4			3		7				
豊田市	3					3	3			3
大津市						5				5
豊中市	4					4	1			1
吹田市	2					2	1		1	2
高槻市	3					3	2			2
枚方市	4					4	2			2
八尾市	2					2				
寝屋川市	2					2				
東大阪市	7					7	4			4
姫路市	12					12	9		2	11
尼崎市	6			1		7	1		2	3
明石市	3					3	1		1	2
西宮市	4			1		5	1			1
奈良市	4					4				
和歌山市	5			2		7	4			4
鳥取市	2					2	1		1	2
松江市						5				5
倉敷市	12					12	6			6
呉市	4					4				
福山市	4					4	5			5
下関市	2					2				
高松市	5					5				
松山市	5			1		6	1		2	3
高知市	2			1		3			1	1
久留米市	3					3	2			2
長崎市	4					4				
佐世保市	4					4	1			2
大分市	9					9	1		1	2
宮崎市	3					3	1			1
鹿児島市	4					4	3			3
那覇市										
合 計	962	22	3	78	38	1081	1072	11	6	102

注 1）平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注 2）合計欄は、表 a（都道府県別）と表 b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（６a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	報告 施設数 (a)	200kg/h以上～2t/h未満					報告 施設数 (a)	100kg/h以上～200kg/h未満				
		うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告 施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)		うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告 施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
北海道	73	1		15	5	93	41			11	2	54
青森県	14			8		22	28			13		41
岩手県	10			4		14	50	1		14	5	70
宮城県	18			6		24	38			9	1	48
秋田県	30			6		36	13			3		16
山形県	14			3		17	45			10	1	56
福島県	31	1		5	1	37	6			4		10
茨城県	50	1		6		56	56	2		94	1	151
栃木県	20			4	1	25	37			14	6	57
群馬県	22			10		32	16			4	2	22
埼玉県	41			12	5	58	6			9	1	16
千葉県	37			8	5	50	28	1	1	37	6	72
東京都	17	2		5	9	31	14	1		3	17	34
神奈川県	10			3		13	11			12	2	25
新潟県	27	4		13	4	44	33	2	1	13	2	49
富山県	12			2		14	17			3		20
石川県	16			4	1	21	23	1		7	2	32
福井県	17	1		4		21	14			8		22
山梨県	12			1		13	9			4		13
長野県	32			8		40	22			14	2	38
岐阜県	37			10		47	31			24	1	56
静岡県	43	1		8	2	53	50			18	4	72
愛知県	42			14		56	28	1		5		33
三重県	26			9	4	39	31			26	8	65
滋賀県	20			12	1	33	15			10		25
京都府	19			7	1	27	20			5	2	27
大阪府	13			9		22	10			1		11
兵庫県	32			11	3	46	37	2		39	9	85
奈良県	26			7	1	34	40			29	21	90
和歌山県	23					23	21			8		29
鳥取県	12			8		20	9			7	2	18
島根県	16	1		2		18	15			6		21
岡山県	6		1	4	15	26	40			11	7	58
広島県	23			8		31	28	1		4	1	33
山口県	27			9		36	30			9		39
徳島県	32		1	3	2	38	34			10	4	48
香川県	15			2	3	20	41			12	3	56
愛媛県	27			6		33	35			11	4	50
高知県	11			8		19	23	1		16	19	58
福岡県	17			13	6	36	30	1		16	25	71
佐賀県	14			10		24	20			8	1	29
長崎県	27	1		10		37	12			7		19
熊本県	26	1	1	5	1	33	20			12	4	36
大分県	13			1		14	9			4		13
宮崎県	11				2	13	25			1	2	28
鹿児島県	29			16		45	47			16		63
沖縄県	26			2	1	29	17			3	3	23

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉									
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満				
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)
札幌市	2					2			1	3
仙台市	3					3	7			7
さいたま市	3				3	1			1	2
千葉市	3			2	5	2			8	10
横浜市	2			1	3	5			4	9
川崎市	10	4		2	12	1				1
相模原市	8				8	2				2
新潟市	7			2	3	12	5		3	3
静岡市	5			2	7	8			3	3
浜松市	4			2	6	7			6	1
名古屋市				2	2	3			3	2
京都市	2			2	4	4			10	14
大阪市	5			4	9	3				3
堺市	4				4	3			3	6
神戸市	1			1	2	5			5	10
岡山市	15			8	1	24	6	3	1	7
広島市	10			6	16	4			4	8
北九州市	10				10	5			2	7
福岡市	1			1	2	3				3
熊本市	3			1	2	6	5		2	7
函館市				4	4	3				3
旭川市	1				1	4				4
青森市	1				1	9			1	10
八戸市	3				3	4			1	5
盛岡市	4				4	3				3
秋田市	2			3	5	2			1	3
山形市	1				1	3				3
福島市						3			1	4
郡山市	1				1	4				4
いわき市	3			2	5	1				1
宇都宮市	3			2	5	4			1	5
前橋市	3				3	3			6	2
高崎市	4			1	5	4				4
川越市	2	1			2	1				1
川口市										
越谷市						1				1
船橋市	1				1				2	2
柏市	2				2					1
八王子市				3	3	4				2
横須賀市	1				1	2				2
富山市	7			2	9	9			4	1
金沢市	2			3	5	5			2	1
福井市	4				4	6				6
甲府市	1				1					
長野市	3			4	7	3				3
岐阜市	2			2	4	2			4	6
豊橋市	3				3	3				3
岡崎市	1			3	4	3				3
豊田市	3				3	1				1
大津市	2			1	3	1			3	4
豊中市										
吹田市						1				1
高槻市	2				2	1			2	3
枚方市	3	1			3	2	2			2
八尾市	1				1					
寝屋川市				3	3					
東大阪市						2				2
姫路市	4				4	5			2	1
尼崎市	4				4	1				1
明石市						1				1
西宮市	1				1					
奈良市	1			3	4	5			8	13
和歌山市	7			4	11	7			1	8
鳥取市	3				1	4	4		3	4
松江市										
倉敷市	10			3	13	4			1	5
呉市	5				5				6	6
福山市	3			2	1	6	15		6	4
下関市	2			4	6	3			2	5
高松市	2	1		1	3	7	3		3	10
松山市	5			4	9	7			3	10
高知市	2				1	3	9		2	2
久留米市	3				3	3				1
長崎市	1				1	1			2	3
佐世保市	1			4	5	2			1	3
大分市	8	1			8	3			2	5
宮崎市	1				1	7			2	9
鹿児島市	6			6	12	9				9
那覇市										
合 計	1349	22	3	421	82	1855	1493	21	3	732
										198
										2426

注 1）平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
注 2）合計欄は、表 a（都道府県別）と表 b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（７a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉									
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満（0.5m ² 以上）				
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじん等のみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数 (b)	ばいじん等のみ報告施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	8			4	1	13	5		1	6
青森県	2			3		5	7	1		7
岩手県	3			1		4	3			3
宮城県	6			4		10	4			4
秋田県	1					1			5	5
山形県	2			1		3	5			5
福島県	8	2		3	2	13	4		1	5
茨城県	8	1		10	1	19	6	1	2	8
栃木県	9			8	1	18	3		2	5
群馬県	4			5		9	1		1	2
埼玉県	14			15	10	39	4		4	8
千葉県	12			6	1	19	7	1	3	11
東京都	16	2		11	13	40	5		1	7
神奈川県	5			3	1	9				
新潟県	9	1		8	2	19	11	6	8	19
富山県	4			2		6	3			3
石川県	2			1		3				
福井県	1			2	1	4	2		1	3
山梨県	5					5	5			5
長野県	4			2		6	4			4
岐阜県	12			14	1	27	3		1	4
静岡県	12			8		20	10		6	16
愛知県	14			5		19	2		2	4
三重県	6			5	2	13	4		2	6
滋賀県	3			1		4	4		1	5
京都府	3			1		4				
大阪府	4			2		6	3			3
兵庫県	9			10		19	2			1
奈良県	3			3	7	13	2		1	3
和歌山県	2			5		7	4		1	5
鳥取県									1	1
島根県	2					2	2		1	3
岡山県	1			2		3	2			2
広島県	15			4		19	6		1	7
山口県	2			6		8	2		6	8
徳島県	5			1	1	7	2			2
香川県	5			5		10	2			2
愛媛県	9			2	4	15	8			8
高知県	2			3	1	6			1	1
福岡県	4			3	18	25			1	6
佐賀県	2				2	4	3		1	4
長崎県	2			1	1	4				
熊本県	2			2		4	1		4	5
大分県	3			4		7	1		1	2
宮崎県	1					1				
鹿児島県	7			1		8	3		2	5
沖縄県	6			2		8			3	3

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	報告 施設数 (a)	50kg/h以上～100kg/h未満				報告 施設数 (a)	50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
		うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじん 等の み報告 施設数 (b)	未報告 施設数 (c)	未測定 (d)		うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじん 等の み報告 施設数 (b)	未報告 施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	
札幌市						2					2	
仙台市	1				1							
さいたま市	2			1	1	4	1		1		2	
千葉市	3	1		1		4	1				1	
横浜市	3			10		13			3		3	
川崎市	2			1		3	2				2	
相模原市	1			1		2						
新潟市	4				1	5	1		1		2	
静岡市	5			1	1	7	1		2		3	
浜松市							1				1	
名古屋市	1			1	1	3	1		1		2	
京都市	1			9		10	1		2		3	
大阪市	3			1		4						
堺市												
神戸市	1					1						
岡山市	1			1		2	1				1	
広島市	1					1	1				1	
北九州市												
福岡市												
熊本市									1		1	
函館市												
旭川市							1				1	
青森市	2			2		4			1		1	
八戸市	1			2		3	1				1	
盛岡市	1					1	1				1	
秋田市												
山形市	1					1						
福島市	1			1		2	1				1	
郡山市	1			2		3						
いわき市	1					1						
宇都宮市				1		1						
前橋市	1				1	2			1		1	
高崎市	3			1	1	5	1				1	
川越市					1	1						
川口市	1			1		2						
越谷市	2				1	3	1					
船橋市	2			1		3						
柏市					2	2						
八王子市	2					2	2			1	3	
横須賀市												
富山市	2			2		4	1				1	
金沢市				3	1	4						
福井市	1					1	2				2	
甲府市	1					1						
長野市												
岐阜市	2			2		4	1				1	
豊橋市												
岡崎市	1			4		5						
豊田市	1					1						
大津市												
豊中市				1		1						
吹田市							1				1	
高槻市												
枚方市	1					1						
八尾市									1		1	
寝屋川市												
東大阪市	2					2						
姫路市	3			1		4						
尼崎市	2					2						
明石市	1					1						
西宮市							1				1	
奈良市	1			2		3			2		2	
和歌山市	1					1	1		2		3	
鳥取市				1	3	4						
松江市	1					1						
倉敷市	1			1		2						
呉市	1					1						
福山市				1		1						
下関市									1		1	
高松市												
松山市	1					1						
高知市	1				1	2						
久留米市	2					2						
長崎市	2			2		4						
佐世保市							1				1	
大分市												
宮崎市	1					1						
鹿児島市	3					3						
那覇市												
合 計	339	7	0	237	85	661	174	9	0	84	17	275

注 1）平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。
 注 2）合計欄は、表 a（都道府県別）と表 b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－５（８a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉					合 計						
	報告 施設数 (a)	小 計			報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	合 計			報告 対象 施設数 (a+b+c+d)		
		うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)			未測定 (d)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)		未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)
北海道	161	1		31	13	205	165	1		33	26	224
青森県	69	1		25		94	69	1		25		94
岩手県	84		3	19	5	111	84		3	19	5	111
宮城県	93			26	1	120	96			26	1	123
秋田県	55			14		69	55			14		69
山形県	78			15	1	94	78			15	1	94
福島県	81	4		14	7	102	103	4		21	7	131
茨城県	203	6		116	2	321	234	6		124	2	360
栃木県	105	1		31	10	146	151	1		38	10	199
群馬県	77			21	2	100	91			23	2	116
埼玉県	163			51	17	231	196			52	18	266
千葉県	174	2	1	59	28	262	180	2	1	59	29	269
東京都	160	27	4	31	67	262	161	27	4	31	67	263
神奈川県	75			25	5	105	76			25	5	106
新潟県	132	14	1	42	8	183	143	14	1	45	8	197
富山県	52			7		59	92			8		100
石川県	50	1		15	3	68	51	1		15	3	69
福井県	44	1		15	1	60	52	1		15	1	68
山梨県	48			5		53	48			6	1	55
長野県	86			26	2	114	101			27	2	130
岐阜県	112			51	2	165	113			53	2	168
静岡県	169	1		51	10	230	237	1		60	10	307
愛知県	167	1		29		196	303	1		36		339
三重県	103			53	17	173	127			56	22	205
滋賀県	64			25	1	90	84			25	1	110
京都府	58			14	7	79	62			14	7	83
大阪府	84			14		98	85			15		100
兵庫県	117	2		63	13	193	122	2		64	14	200
奈良県	94			41	29	164	94			41	29	164
和歌山県	61			14		75	61			14		75
鳥取県	28			16	2	46	30			16	2	48
島根県	40	1		10		50	42	1		11	1	54
岡山県	58		2	17	27	104	58		2	17	27	104
広島県	95	1		20	1	116	98	1		20	1	119
山口県	83			31		114	94			34		128
徳島県	90		1	17	7	115	90		1	17	7	115
香川県	73			20	6	99	75			20	6	101
愛媛県	115			22	8	145	118			22	8	148
高知県	46	1		28	21	95	46	1		28	21	95
福岡県	84	1		37	56	177	105	1		39	58	202
佐賀県	52			20	3	75	54			22	4	80
長崎県	54	1		22	1	77	55	1		22	1	78
熊本県	68	1	1	28	5	102	84	1	1	32	5	122
大分県	38			10		48	41			10		51
宮崎県	50			1	4	55	51			1	4	56
鹿児島県	105			36		141	105			36		141
沖縄県	73			11	4	88	74			11	4	89

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉					合 計				
	小 計									
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告 休止 (c)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告 休止 (c)	未測定 (d)
					報告 対象 施設数 (a+b+c+d)					報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
札幌市	20			1	21	21			1	22
仙台市	24				24	25				25
さいたま市	18			3	22	18			3	22
千葉市	21	1		12	35	22	1		13	37
横浜市	35			23	59	39			23	63
川崎市	40	11	2	3	45	45	11	2	3	50
相模原市	19			1	20	19			1	20
新潟市	23			7	16	46			7	16
静岡市	27			10	4	41			10	4
浜松市	21			12	1	34			13	1
名古屋市	20			13	3	36			14	3
京都市	21			23		44			24	
大阪市	35			7		42			7	
堺市	18			7		25			7	
神戸市	21			6		27			6	
岡山市	31	3		11	1	43	3		11	1
広島市	25			14		39			14	
北九州市	34			2		36			4	
福岡市	18			1		19			1	
熊本市	12			4	2	18			4	2
函館市	7			4		11			4	
旭川市	10					10				
青森市	17			4		21			4	
八戸市	17			4		21			4	
盛岡市	15					15				
秋田市	10			4		14			4	
山形市	7					7				
福島市	9			2		11			2	
郡山市	11			2		13			2	
いわき市	21			4		25			4	
宇都宮市	15			5	2	22			5	2
前橋市	12			7	3	22			8	3
高崎市	17			2	1	20			2	1
川越市	8	1			1	9	1			1
川口市	6			1		7			1	
越谷市	7				2	9				2
船橋市	10			7		17			7	
柏市	10				3	13				3
八王子市	13			3	6	22			3	6
横須賀市	8			1	3	12			1	3
富山市	23			8	1	32			8	1
金沢市	16			8	2	26			8	2
福井市	19					19				
甲府市	4					4				
長野市	11			4		15			4	
岐阜市	14			9		23			9	
豊橋市	15					15			1	
岡崎市	9			10		19			10	
豊田市	11					11				3
大津市	8			4		12			4	
豊中市	5			1	1	7			1	1
吹田市	5			1		6			1	
高槻市	8			2		10			2	
枚方市	12	3				12	3			
八尾市	3			1		4			1	
寝屋川市	2			3		5			3	
東大阪市	15					15				
姫路市	33			5	1	39			12	1
尼崎市	14			3		17			3	
明石市	6			1		7			1	
西宮市	7			1		8			1	
奈良市	11			15		26			16	
和歌山市	25			9		34			9	
鳥取市	10			5	8	23			5	8
松江市	6					6				
倉敷市	33			5		38			6	
呉市	10			6		16			6	
福山市	27			9	5	41			10	5
下関市	7			7		14			7	1
高松市	14	4		4		18	4		4	
松山市	19			10		29			10	
高知市	14			4	4	22			4	4
久留米市	13				1	14				1
長崎市	8			4		12			4	
佐世保市	9			5	2	16			5	2
大分市	21	1		3		24	1		3	
宮崎市	13			2		15			2	
鹿児島市	25			6		31			6	
那覇市										
合 計	5389	92	15	1654	473	7531	6162	92	15	1740
									503	8420

注１）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（１a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別―都道府県別)

	焼結鉱の製造の 用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
	報告 施設 数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設 数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉	
					報告 施設 数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設 数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設 数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設 数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設 数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県				2										
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（１ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	焼結鉾の製造の用に供する焼結炉		製鋼用電気炉		亜鉛回収施設									
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焙焼炉 報告施設数	焙焼炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	焼結炉 報告施設数	焼結炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	溶鉱炉 報告施設数	溶鉱炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	溶解炉 報告施設数	溶解炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	乾燥炉 報告施設数	乾燥炉 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
八戸市														
盛岡市														
秋田市														
山形市														
福島市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
川口市														
越谷市														
船橋市														
柏市														
八王子市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
福井市														
甲府市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
吹田市														
高槻市														
枚方市														
八尾市														
寝屋川市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
明石市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
鳥取市														
松江市														
倉敷市														
呉市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
佐世保市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
那覇市														
合 計	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（２ａ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別―都道府県別）

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉			
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														1
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県											2	1		2
茨城県											3			3
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県											2			2
新潟県							1			1				
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県				1	3	4	1	2	4	7				2
三重県											2			2
滋賀県														
京都府														1
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表Ⅲ－６（２ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設								廃棄物焼却炉				
	小 計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上				
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
八戸市															1
盛岡市															
秋田市															
山形市															
福島市															
郡山市															
いわき市						1				1					
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
川口市															
越谷市															
船橋市											3				3
柏市															
八王子市															
横須賀市															
富山市						1		2		3					
金沢市															
福井市															
甲府市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
吹田市															
高槻市															
枚方市															
八尾市															
寝屋川市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
明石市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
鳥取市															
松江市															
倉敷市															
呉市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
佐世保市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
那覇市															
合 計	0	0	0	1	3	7	1	4	4	12	12	1	0		17

注) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（３a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別―都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
北海道												1
青森県												2
岩手県					3		2		3			
宮城県				2								
秋田県									1			1
山形県									1			2
福島県				1					2			
茨城県												3
栃木県	2			2	1				1	1		2
群馬県												
埼玉県				2								
千葉県												1
東京都									3			2
神奈川県												1
新潟県												
富山県									1			
石川県									2			1
福井県	1	1		1								
山梨県												2
長野県												
岐阜県					1				6	2	1	3
静岡県									1			1
愛知県									1			1
三重県									3			1
滋賀県												
京都府									1			3
大阪府												
兵庫県									2	1		10
奈良県												
和歌山県												
鳥取県									1			3
島根県												
岡山県									1			1
広島県									4			
山口県				3					2			1
徳島県					1				1	1		3
香川県									1			
愛媛県					1				1	1	1	1
高知県					2		2		2	3	3	3
福岡県									2			3
佐賀県				3								1
長崎県					1		1		2			
熊本県									3			3
大分県												
宮崎県												
鹿児島県									1	1		3
沖縄県												

表Ⅲ－６（３ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
札幌市	1	1		1								
仙台市												
さいたま市												
千葉市								1				
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												1
静岡市												1
浜松市												
名古屋市												1
京都市												
大阪市												
堺市												1
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市					2			2				
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市								1				
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市	1			1								
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市	1			1								
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市								1				
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市								1				
倉敷市					2			2				
呉市												
福山市												1
下関市												
高松市												
松山市									1			1
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市					1	1		1				
大分市												1
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	6	2	0	17	15	5	1	57	11	5	0	66

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（４ａ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別一都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ² 以上）				小 計			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
北海道	2	1		2					2	1		4
青森県								1				3
岩手県	1	1		1					4	3		4
宮城県												2
秋田県												2
山形県												3
福島県	1			1					3	1		6
茨城県				1					3			7
栃木県				1					4			6
群馬県												
埼玉県				1	1			1	1			4
千葉県								1				2
東京都				6				1				12
神奈川県									2			3
新潟県												
富山県												1
石川県				1								4
福井県					1			1	2	1		2
山梨県												2
長野県												
岐阜県	2	2		2	1	1		1	6	4		12
静岡県												2
愛知県					1			1	1			5
三重県				2	1			1	3			9
滋賀県	1			1				1	1			2
京都府				1								6
大阪府												
兵庫県	1			2					2			14
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												4
島根県					1			2	1			2
岡山県								1				3
広島県												4
山口県				1								7
徳島県				1					2			5
香川県	1			1					1			2
愛媛県	1	1		1					3	2		3
高知県									5	5		5
福岡県				2								7
佐賀県				1				1				6
長崎県									1		1	2
熊本県				1				2				9
大分県	1	1		1					1	1		1
宮崎県												
鹿児島県				1				1	1			6
沖縄県												

表Ⅲ－６（４ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ² 以上）				小 計			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
札幌市									1	1		1
仙台市												
さいたま市												
千葉市				1								2
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												1
静岡市												1
浜松市												
名古屋市												1
京都市												
大阪市												
堺市				2								3
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市									2			2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市				1				1				4
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市									1			1
宇都宮市												
前橋市				1								1
高崎市					1	1		1	1	1		1
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市									3			3
柏市												
八王子市												
横須賀市									1			1
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市				1								1
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												1
倉敷市									2			2
呉市												
福山市												1
下関市												
高松市												
松山市												
高知市									1			1
久留米市				1								1
長崎市												
佐世保市									1	1		1
大分市												1
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	11	6	0	39	7	2	0	18	62	21	1	214

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－６（５a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	合 計			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
北海道	2	1		4
青森県				3
岩手県	4	3		4
宮城県				2
秋田県				2
山形県				3
福島県	3	1		6
茨城県	3			7
栃木県	4			6
群馬県				
埼玉県	1			4
千葉県				2
東京都				12
神奈川県	2			3
新潟県				
富山県				2
石川県				4
福井県	2	1		2
山梨県				2
長野県				
岐阜県	6	4		12
静岡県				2
愛知県	5			14
三重県	3			9
滋賀県	1			2
京都府				6
大阪府				
兵庫県	2			14
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				4
島根県	1			2
岡山県				3
広島県				4
山口県				7
徳島県	2			5
香川県	1			2
愛媛県	3	2		3
高知県	5	5		5
福岡県				7
佐賀県				6
長崎県	1		1	2
熊本県				9
大分県	1	1		1
宮崎県				
鹿児島県	1			6
沖縄県				

表Ⅲ－６（５b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	合 計			
	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数
札幌市	1	1		1
仙台市				
さいたま市				
千葉市				2
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				1
静岡市				1
浜松市				
名古屋市				1
京都市				
大阪市				
堺市				3
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市	2			2
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
八戸市				4
盛岡市				
秋田市				
山形市				
福島市				
郡山市				
いわき市	1			2
宇都宮市				
前橋市				1
高崎市	1	1		1
川越市				
川口市				
越谷市				
船橋市	3			3
柏市				
八王子市				
横須賀市	1			1
富山市				3
金沢市				
福井市				
甲府市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
吹田市				
高槻市				
枚方市				
八尾市				
寝屋川市				1
東大阪市				
姫路市				1
尼崎市				
明石市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
鳥取市				
松江市				1
倉敷市	2			2
呉市				
福山市				1
下関市				
高松市				
松山市				
高知市	1			1
久留米市				1
長崎市				
佐世保市	1	1		1
大分市				1
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	66	21	1	228

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（１ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	硫酸塩ペルブ（クラフトペルブ）又は 亜硫酸ペルブ（サルファイトペルブ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設				カーバート法アセチンの製造の用に供する アセチン洗浄施設				硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道	4	1	1	6			2	2				
青森県												
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					1			1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県												
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県												
山口県	1			1								
徳島県	1			1								
香川県												
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（１ｂ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	硫酸塩ペルブ（クラフトペルブ）又は 亜硫酸ペルブ（サルファイトペルブ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設				カーバート法アセチレンの製造の用に供する アセチン洗浄施設				硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
相模原市												
新潟市			1	1								
静岡市								1	1			
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
八戸市	1			1								
盛岡市												
秋田市	1			1								
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市	1			1								
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	23	1	2	26	3	0	3	6	0	0	0	0

注１）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（２ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	アセチ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県	1			1								
愛知県												
三重県											1	1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県	1			1								
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県									2			2
香川県	1			1								
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２ｂ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	アセチレンの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	4	0	0	4	1	0	0	1	3	0	1	4

注１）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（３ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の 用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施 設			4-クロロフタル酸水素ナトリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設		
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県							1		1
愛知県	1		1						
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（３ｂ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の 用に供する水洗施設、 廃ガス洗浄施 設			4-クロロフタル酸水素ナトリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市					1			1				
宇都宮市									1			
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1

注1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものとなっている。

表Ⅲ－７（４ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジチオジシバノイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチオジシバノイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1			1								
茨城県												
栃木県									1			1
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県									3			3
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県									1	1		2
静岡県									4			4
愛知県												
三重県												
滋賀県									1			1
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県					1			1				
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注）平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４ｂ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキソンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジメチルジメチルシリコンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルジメチルシリコンの洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市									1			1
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市									1			1
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	1	0	0	1	1	0	0	1	13	1	0	14

注1）平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における

報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅲ－７（５a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用に に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道									6	1	2	9
青森県									1	1		2
岩手県									1			1
宮城県									1			1
秋田県												
山形県									1			1
福島県									7	1		8
茨城県									5			5
栃木県									1	2		3
群馬県	1			1					2			2
埼玉県									3			3
千葉県									12	1	1	14
東京都									1			1
神奈川県										1		1
新潟県									4	4	1	9
富山県									4			4
石川県									3	1		4
福井県									1	3		4
山梨県									1			1
長野県												
岐阜県									5	1		6
静岡県					1			1	17	5		22
愛知県					1			1	11	3		14
三重県									4	3	1	8
滋賀県										1		1
京都府									2			2
大阪府									3	1		4
兵庫県									4			4
奈良県												
和歌山県									2			2
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県									2	1		3
山口県									9			9
徳島県									4	1		5
香川県									3			3
愛媛県	1			1					4			4
高知県									1	2	1	4
福岡県	1			1					2		1	3
佐賀県										2		2
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県												

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（５b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			（施設の種類が不明なもの） 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市									1			1
さいたま市									2			2
千葉市									2			2
横浜市									8			8
川崎市									10			10
相模原市												
新潟市										1		1
静岡市									4	2	1	7
浜松市									1			1
名古屋市									3			3
京都市										1		1
大阪市									1			1
堺市									1			1
神戸市												
岡山市									1			1
広島市												
北九州市									2			2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市	1			1								
盛岡市									1			1
秋田市									2			2
山形市												
福島市												
郡山市									2			2
いわき市	1			1					6	1		7
宇都宮市										1		1
前橋市									2			2
高崎市									1			1
川越市									1			1
川口市									1			1
越谷市									1			1
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市									2			2
金沢市												
福井市												
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市									1	1		2
岡崎市												
豊田市												
大津市										1		1
豊中市									1			1
吹田市												
高槻市												
枚方市										1		1
八尾市												
寝屋川市									1	1		2
東大阪市												
姫路市									4			4
尼崎市									3			3
明石市									1			1
西宮市												
奈良市												
和歌山市									3			3
鳥取市										1		1
松江市												
倉敷市									5			5
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市										2		2
高知市											1	1
久留米市												
長崎市									3	1		4
佐世保市									1	2	1	4
大分市									2			2
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	5	0	0	5	2	0	0	2	209	51	10	270

注1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅲ－７（６ａ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設				フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設				下水道終末処理施設			
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道			2	2					3	1		4
青森県									1			1
岩手県									1			1
宮城県									1			1
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県							1	1	4			4
栃木県									3			3
群馬県									1			1
埼玉県					2			2	10			10
千葉県					1			1	4			4
東京都									17	1		18
神奈川県									11			11
新潟県											1	1
富山県					1			1	2			2
石川県												
福井県									1			1
山梨県												
長野県									3			3
岐阜県									2			2
静岡県					1			1	2			2
愛知県					1			1	7	1		8
三重県											1	1
滋賀県									2			2
京都府									3			3
大阪府					1			1	8			8
兵庫県									2			2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県									2	1		3
島根県												
岡山県									2			2
広島県												
山口県									3			3
徳島県												
香川県					1			1				
愛媛県									1			1
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県					1			1				

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（６ｂ） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設の うちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄 施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市									4			4
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市									3			3
横浜市									5			5
川崎市									2			2
相模原市												
新潟市					1			1				
静岡市					1			1	2			2
浜松市									2			2
名古屋市									5			5
京都市									3			3
大阪市									4			4
堺市									2			2
神戸市									4			4
岡山市												
広島市									4			4
北九州市									3			3
福岡市									3			3
熊本市									2			2
函館市									1			1
旭川市									1			1
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市									1	1		2
山形市												
福島市												
郡山市									1			1
いわき市									1			1
宇都宮市												
前橋市									1			1
高崎市									1			1
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市									2			2
横須賀市									1			1
富山市									2			2
金沢市									3			3
福井市												
甲府市									1			1
長野市									3			3
岐阜市									3			3
豊橋市									1			1
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市									1			1
吹田市												
高槻市									1			1
枚方市									1			1
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市									2			2
姫路市									2			2
尼崎市									1		1	2
明石市									2			2
西宮市									3			3
奈良市												
和歌山市									2			2
鳥取市									1			1
松江市									1			1
倉敷市									1			1
呉市												
福山市									1			1
下関市					1			1				
高松市									2			2
松山市												
高知市					1			1		1		1
久留米市												
長崎市									1			1
佐世保市									1			1
大分市												
宮崎市									2			2
鹿児島市									1			1
那覇市												
合 計	0	0	2	2	13	0	1	14	197	6	3	206

注1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2) 合計欄は、表a(都道府県別)と表b(政令市別)を合計したものである。

表Ⅲ－７（７a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合 計			
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道					13	3	7	23
青森県					2	1		3
岩手県					3			3
宮城県					4			4
秋田県	2			2	2			2
山形県					1			1
福島県					8	1		9
茨城県					9		1	10
栃木県		1		1	5	3		8
群馬県					5			5
埼玉県					15			15
千葉県	2			2	20	1	1	22
東京都					18	1		19
神奈川県					11	1		12
新潟県	4			4	9	4	2	15
富山県					11			11
石川県					3	1		4
福井県					2	3		5
山梨県					1			1
長野県					3			3
岐阜県					9	2		11
静岡県					27	5		32
愛知県	1			1	23	4		27
三重県			1	1	5	3	4	12
滋賀県					3	1		4
京都府					5			5
大阪府					12	1		13
兵庫県					7			7
奈良県					1			1
和歌山県					2			2
鳥取県					3	1		4
島根県					1			1
岡山県					2			2
広島県	1			1	3	1		4
山口県	1			1	16			16
徳島県					5	1		6
香川県					5			5
愛媛県	2			2	10			10
高知県					1	2	1	4
福岡県	1			1	4		1	5
佐賀県						2		2
長崎県								
熊本県					2			2
大分県								
宮崎県	1			1	4			4
鹿児島県					1			1
沖縄県					1			1

注）平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合 計			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
札幌市					4			4
仙台市					3			3
さいたま市					2			2
千葉市	1			1	6			6
横浜市					14			14
川崎市					12			12
相模原市								
新潟市	1			1	2	1	1	4
静岡市					8	2	2	12
浜松市					3			3
名古屋市					10			10
京都市					3	1		4
大阪市					5			5
堺市					3			3
神戸市					4			4
岡山市					1			1
広島市					4			4
北九州市					5			5
福岡市					3			3
熊本市					2			2
函館市					1			1
旭川市					2			2
青森市								
八戸市					2			2
盛岡市					1			1
秋田市					4	1		5
山形市								
福島市								
郡山市					3			3
いわき市					9	1		10
宇都宮市	1			1	1	1		2
前橋市					3			3
高崎市					2			2
川越市					1			1
川口市					1			1
越谷市					1			1
船橋市								
柏市								
八王子市					2			2
横須賀市					1			1
富山市					4			4
金沢市					3			3
福井市								
甲府市					1			1
長野市					3			3
岐阜市					3			3
豊橋市					2	1		3
岡崎市								
豊田市								
大津市					1	1		2
豊中市					2			2
吹田市								
高槻市					1			1
枚方市					1	1		2
八尾市								
寝屋川市					1	1		2
東大阪市					2			2
姫路市	1			1	7			7
尼崎市					4		1	5
明石市					3			3
西宮市					3			3
奈良市								
和歌山市					5			5
鳥取市					1	1		2
松江市					1			1
倉敷市					6			6
呉市					1			1
福山市					1			1
下関市					2			2
高松市					2			2
松山市						2		2
高知市					1	1	1	3
久留米市								
長崎市					4	1		5
佐世保市					2	2	1	5
大分市	2			2	4			4
宮崎市					2			2
鹿児島市					1			1
那覇市								
合 計	21	1	1	23	499	60	23	582

注1）平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

注2）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（１a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は 亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設		カーボイト法アセレンの製造の用に供する アセレン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県				1		
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（１ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	硫酸塩ハルブ（クラフトハルブ）又は 亜硫酸ハルブ（セルファイトハルブ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設		カーバ이트法アセレンの製造の用に供する アセレン洗浄施設		硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	1	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（２a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	7.4.1 繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設		塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県				1		
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（２b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	アミけ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設		担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設		塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	1	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（３a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	オゾンの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設		クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの 製造の用に供する水洗施設、 廃ガス洗浄施設		4-クロロフェノール製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（３ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	カドミウム等の製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シロヘキシン分離施設、 廃ガス洗浄施設		クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの 製造の用に供する水洗施設、 廃ガス洗浄施設		4-クロロフタル酸水素ナトリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（４a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジ'オキゲン'パ'イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ'オキゲン'パ'イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（４b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジ'オキゲン'パ'イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジ'オキゲン'パ'イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（５a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に供 する施設のうちの過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道					1	2
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						1
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						1
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						2
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（５ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に供 する施設のうちの過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市					1	1
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市					1	1
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	0	3	8

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（６a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちアラ スマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道						1
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						1
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表Ⅲ－８（６ｂ） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうちアラ スマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
八戸市						
盛岡市						
秋田市						
山形市						
福島市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
川口市						
越谷市						
船橋市						
柏市						
八王子市						
横須賀市						
富山市				1		
金沢市						
福井市						
甲府市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
吹田市						
高槻市						
枚方市						
八尾市						
寝屋川市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
明石市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
鳥取市						
松江市						
倉敷市						
呉市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
佐世保市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
那覇市						
合 計	0	0	0	1	0	2

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－８（７a） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
北海道			1	3
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				2
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				1
静岡県				
愛知県				
三重県				1
滋賀県				
京都府				2
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				1
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表Ⅲ－８（７b） 報告期限到来前に廃止届出がなされた施設における設置者による測定結果報告状況
（水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	水質基準対象施設を設置する 工場又は事業場から排出される 水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされ た事業場数
札幌市			1	1
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
八戸市				
盛岡市				
秋田市				
山形市				
福島市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
川口市				
越谷市				
船橋市				
柏市				
八王子市				
横須賀市				
富山市				1
金沢市				
福井市				
甲府市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
吹田市				
高槻市				
枚方市				
八尾市				
寝屋川市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
明石市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
鳥取市				
松江市				
倉敷市				
呉市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
佐世保市			1	1
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
那覇市				
合 計	0	0	3	13

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－９ 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成３１年４月１日～令和２年３月３１日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	379	151
文書指導件数	382	20
一時使用停止命令	1	0
その他	1	0

注) 未報告１件に対し、令和元年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表Ⅱ－２に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－１０（a） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－都道府県別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道		1	1	1				
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県	2	1						
福島県	2							
茨城県	2				1			
栃木県								
群馬県								
埼玉県	8							
千葉県	1							
東京都		4						
神奈川県	1	1						
新潟県	2	3						
富山県								
石川県	3							
福井県								
山梨県		23				1		
長野県	2							
岐阜県	3							
静岡県	23				1			
愛知県	22	2			3			
三重県	1							
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県	14							
奈良県	1	92						
和歌山県								
鳥取県	2							
島根県								
岡山県	2							
広島県	2	1						
山口県		8				3		
徳島県	38	13						
香川県								
愛媛県		7						
高知県		82						
福岡県	234	47			146			
佐賀県		2						
長崎県	2							
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注）未報告１件に対し、令和元年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ－１０（b） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（大気関係・水質関係－政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市		22						
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市		54				16		
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市	4							
神戸市								
岡山市	4	16						
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市	1							
八戸市								
盛岡市								
秋田市								
山形市								
福島市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
川口市								
越谷市	1							
船橋市								
柏市								
八王子市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
福井市								
甲府市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
吹田市								
高槻市								
枚方市								
八尾市								
寝屋川市								
東大阪市								
姫路市	1							
尼崎市								
明石市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
鳥取市								
松江市								
倉敷市								
呉市								
福山市		3						
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市	1							
長崎市								
佐世保市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
那覇市								
合 計	379	382	1	1	151	20	0	0

注１）未報告１件に対し、令和元年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

注２）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表Ⅲ－１１ 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成３１年４月１日～令和２年３月３１日)

措 置 状 況	大気関係	水質関係
基準超過件数	39	0
口頭指導件数	40	0
文書指導件数	25	0
法第２２条第１項に基づく改善命令件数	1	0
法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数	1	0
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	0
その他	15	0

注) 表Ⅱ－３排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において令和元年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表Ⅲ－１２ 設置者による測定結果の公表状況 (大気関係・水質関係－全国)

(平成３１年４月１日～令和２年３月３１日)

公表方法	公表自治体数	
	大気関係	水質関係
ホームページ掲載	113	107
記者発表	34	32
白書	53	52
広報誌	6	6
閲覧	42	42

表Ⅳ－１ 環境基準値を超過する土壤汚染の判明状況等（全国）

	地域数
環境基準値を超過する土壤汚染が判明した地域 (汚染土壤の除去等の対策が完了した地域を含む)	45
平成３１年４月１日から令和２年３月３１日の間に新たに土壤汚染が判明した地域	2
令和２年３月３１日現在、既に対策が完了した地域	34

表Ⅳ－２ 土壤汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成３１年４月１日～令和２年３月３１日		
法第２９条第１項に基づく対策地域の指定件数		0
法第３１条第１項に基づく対策計画の策定件数		0
法第３２条第１項に基づく対策計画の変更件数		0
令和２年３月３１日現在		
対策地域指定件数（累計）		6
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数	(※1)	3
対策事業が完了したものの地域指定は解除されていない地域数	(※2)	3
対策事業実施中の指定対策地域数		0
対策計画策定中の指定対策地域数		0

- (※1) ・東京都大田区大森南
指定面積：365m²
指定年月日：平成13年6月14日、解除年月日：平成18年6月19日
- ・和歌山県橋本市野字上山谷田
指定面積：4,930m²
指定年月日：平成14年4月5日、解除年月日：平成17年8月9日
- ・香川県高松市新開西公園
指定面積：342m²
指定年月日：平成17年3月4日、解除年月日：平成17年8月12日
- (※2) ・東京都北区豊島五丁目
指定面積：13,409m²
指定年月日：平成18年3月6日
- ・福島県双葉郡大熊町大字小入野
指定面積：8,970m²
指定年月日：平成19年1月16日
区域変更：平成22年3月9日（変更後の面積：257.8m²）
（* 当該地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域に指定されている。）
- ・東京都荒川区東尾久七丁目
指定面積：9,601m²
指定年月日：平成26年2月21日

表Ⅳ－３ 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係－全国）

（平成３１年４月１日～令和２年３月３１日）

	事業場数	件数	試料採取数
法第３４条第１項に基づく報告徴収件数	０	０	－
法第３４条第１項に基づく立入検査件数	３７	５８	－
法第３４条第１項に基づく立入検査に伴う測定	３	３	１１
法第３６条第２項に基づく要求等	－	０	－

表Ⅳ－４（１a） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別一都道府県別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収						法第34条第1項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場		大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県							11	11			10	31
愛知県												
三重県							1	1				
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

表Ⅳ－４（１ｂ） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－政令市別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収						法第34条第1項に基づく立入検査					
	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場		大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
八戸市												
盛岡市												
秋田市												
山形市												
福島市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
川口市												
越谷市												
船橋市												
柏市												
八王子市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
福井市							11	11			4	4
甲府市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
吹田市												
高槻市												
枚方市												
八尾市												
寝屋川市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
明石市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
鳥取市												
松江市												
倉敷市												
呉市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
佐世保市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
那覇市												
合 計	0	0	0	0	0	0	23	23	0	0	14	35

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものである。

表Ⅳ－４（２a） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別一都道府県別）

	法第34条第1項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第2項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみ を設置する事業場			水質基準対象施設のみ を設置する事業場			大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場			資料の送付等 協力の要求	ダイオキシン類によ る環境の汚染防止 若しくはその除去に 関する意見具申
	事業場数	件数	試料 採取数	事業場数	件数	試料 採取数	事業場数	件数	試料 採取数	件数	件数
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県											
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山県											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

表Ⅳ－４（２b） 報告徴収及び立入検査等件数

（土壌関係／特定事業場種類別－政令市別）

	法第34条第1項に基づく立入検査件数に伴う測定									法第36条第2項に基づく要求等	
	大気基準適用施設のみ を設置する事業場			水質基準対象施設のみ を設置する事業場			大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場			資料の送付等 協力の要求	ダイオキシン類によ る環境の汚染防止 若しくはその除去に 関する意見具申
	事業場数	件数	試料 採取数	事業場数	件数	試料 採取数	事業場数	件数	試料 採取数	件数	件数
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
八戸市											
盛岡市											
秋田市											
山形市											
福島市	1	1	9								
郡山市	1	1	1				1	1	1		
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
川口市											
越谷市											
船橋市											
柏市											
八王子市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
福井市											
甲府市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
豊中市											
吹田市											
高槻市											
枚方市											
八尾市											
寝屋川市	2	2									
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
明石市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
鳥取市											
松江市											
倉敷市											
呉市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
佐世保市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
那覇市											
合 計	2	2	10	0	0	0	1	1	1	0	0

注）合計欄は、表a（都道府県別）と表b（政令市別）を合計したものとなっている。

表V－1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

令和2年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 （上乗せ排出基準関係）	な し	な し	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、三重県、 熊本県、札幌市、 さいたま市、横浜 市、川崎市、名古屋 市、柏市、高知市	6団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注）「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。